

Disclosure 2021

のぞみ信用組合の現状



のぞみ Disclosure 2021

概要

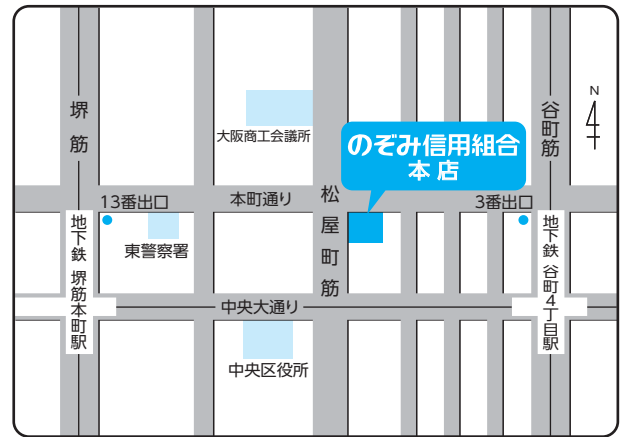
資料編

■ 概要 ■

設立 昭和27年6月24日
(開業:昭和27年7月21日)
出資金 3,509百万円
組合員 54,059人
店舗数 16店舗
役員 228名(うち、常勤役員8名)
営業区域 大阪府全域
(令和3年3月末現在)

■ 沿革 ■

昭和27年6月 大阪化繊取引所及び大阪三品取引所の会員による
職域信用組合として事業認可
昭和27年7月 大阪商業信用組合として事業開始
昭和28年7月 職域信用組合から地域信用組合へ変更
営業区域を大阪府内一円に拡張
昭和37年9月 本店を大阪市中央区東高麗橋2番35号に移転
平成16年1月 大阪庶民信用組合と合併し、のぞみ信用組合に
名称変更
平成16年5月 本店を現所に移転(大阪市中央区内本町2丁目3番5号)



■最寄駅 地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅下車
13番出口を東へ徒歩5分
地下鉄谷町線・中央線「谷町4丁目」駅下車
3番出口を西へ徒歩5分

Contents

概要・沿革	1	取引時確認のお願い・	
ごあいさつ・経営理念・行動指針	2	振り込め詐欺救済法への対応について	18
令和2年度 事業の概況	3	預金者保護法への対応について	19
第69期通常総代会の開催、		A T Mオンライン	
総代会制度について、総代選挙について	5	ネットワークサービスについて	19
お客様アンケート調査について	7	適切な勧誘・募集について	20
地域・社会貢献活動	10	組織図、役員体制、会計監査人の名称	21
地域密着型金融の取り組み	11	主要な業務のご案内	22
第6次中期経営計画	13	主要な商品のご案内	23
経営管理について	14	店舗等一覧、営業区域・店舗の状況	25
顧客受入方針	17	資料編	26
		索引	46

ごあいさつ

平素は、のぞみ信用組合に格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

本年も、ディスクロージャー誌「のぞみ2021」を作成いたしましたので、ご高覧いただき当組合に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

さて、令和2年度の日本経済は新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に景気が悪化いたしました。当組合の主要取引先である中小企業・小規模事業者の皆様方におきましても、飲食業や卸売・小売業をはじめ、殆どの業種が経済活動の停滞を余儀なくされ、先行きについても見通しが立たない非常に厳しい状況下にあると推察されます。

そのような環境下において、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応に苦慮する事業者の方々に対する資金繰り支援等に万全を期するとともに、第5次中期経営計画の最終年度として、引続き「お客様に喜ばれる取引」を実践することで信頼関係の構築を図り、「取引基盤」及び「コア業務」の拡充に努めるとともに、「地域において真に必要とされる金融機関」を目指してまいりました。

令和3年度は、第6次中期経営計画の初年度として、相互扶助の理念のもと、地域の皆様の様々な課題を解決するための取り組みを強化し、「地域において真に必要とされる金融機関」を目指し、全力で取り組んでまいります。役職員一同、鋭意努力を重ねてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



令和3年7月

理事長 平野 二三記

経営理念

地域と人にやさしいコミュニティバンクとして
中小企業・個人事業者と生活者の繁栄を願い、
きめ細かな金融サービスを通じて、
みなさまの〈のぞみ〉実現のパートナーになります。

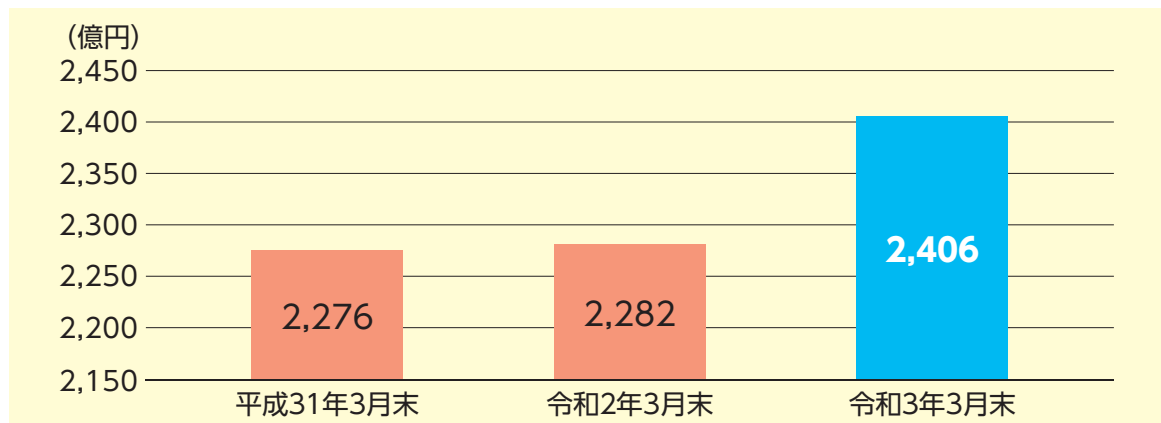
行動指針

1. 私たちは、お客様の信頼こそが組合存続の礎と考え、法と正しい倫理に基づき、責任をもって行動します。
2. 私たちは、お客様の立場に立って考え、その真のニーズに応えます。
3. 私たちは、厳正なリスク管理の下に、健全経営を行います。
4. 私たちは、お客様と地域とのコミュニケーションを重視し、情報開示を積極的に行います。
5. 私たちは、お客様のお役に立てる金融サービスを提供するため、能力の向上に努めます。
6. 私たちは、相互信頼のもとに活力に溢れた働き甲斐のある企業風土をつくります。

令和2年度 事業の概況

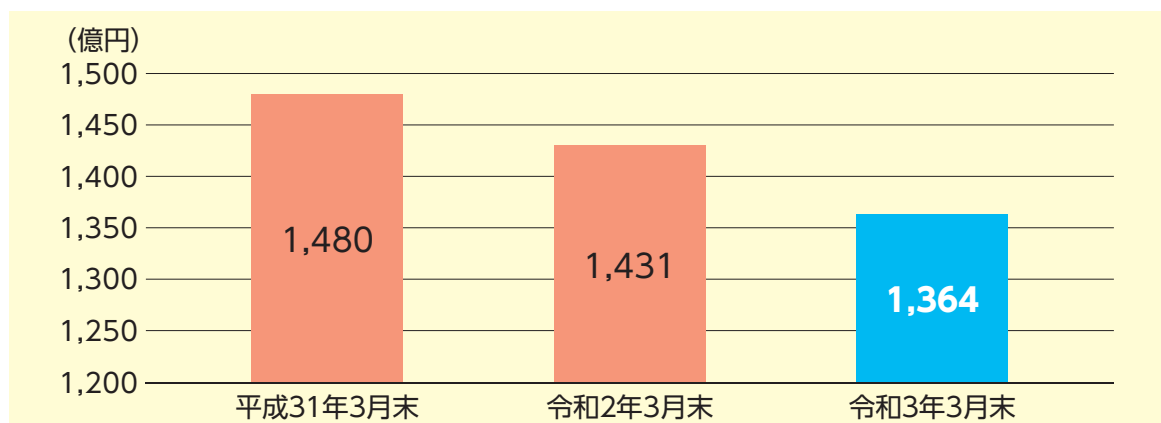
● 預金積金は、前期比124億円の増加

コロナ禍に対する備えとしての流動性預金への歩留まり等により、預金積金残高は前期末比124億円増加(5.46%増)の2,406億円となりました。



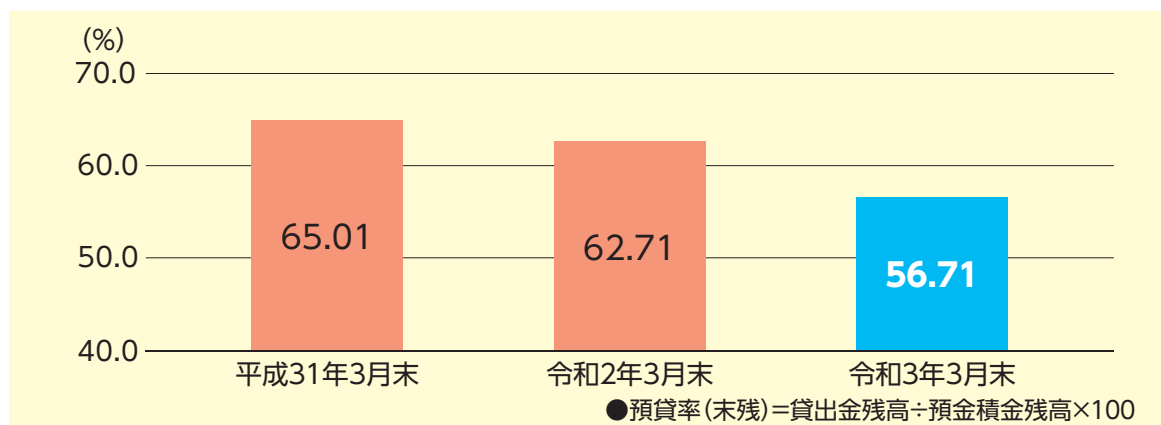
● 貸出金は、前期比66億円の減少

資金ニーズに対応した融資の増強に注力したものの、貸出金残高は前期末比66億円減少(4.62%減)の1,364億円となりました。



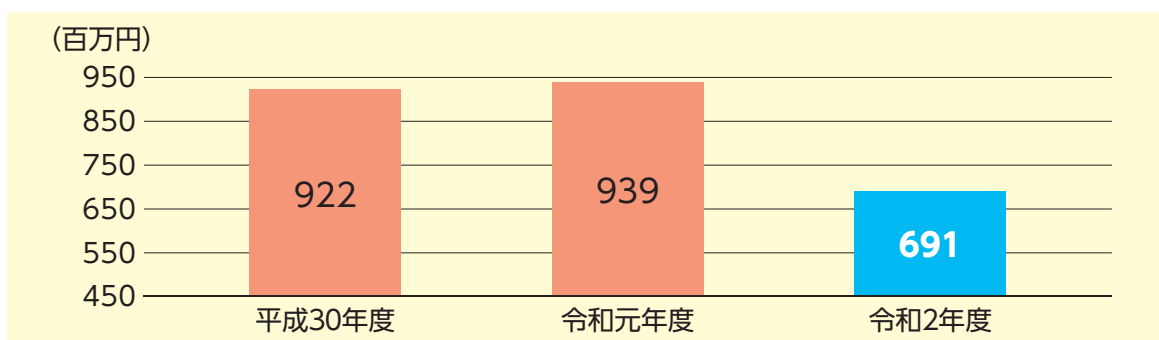
● 預貸率は、56.71%に低下

預金積金の増加及び貸出金の減少により、預貸率は前期末比6.00ポイント低下の56.71%となりました。

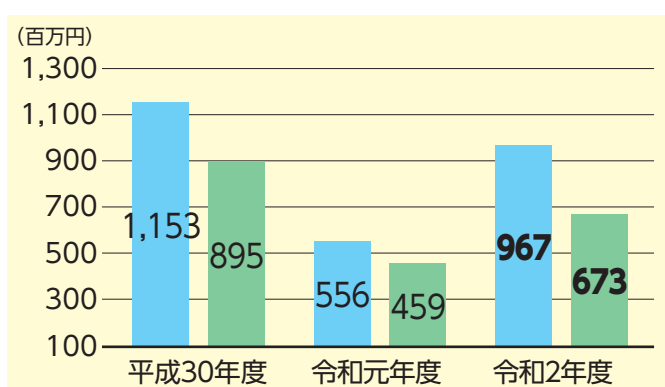


● コア業務純益は、前期比247百万円の減少

貸出金期中平残の減少に加え貸出金利回り等の資金運用利回りも低下したことにより、コア業務純益は前期末比247百万円減少(26.33%減)の691百万円となりました。

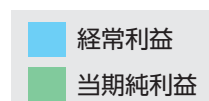


● 経常利益・当期純利益は、ともに増加



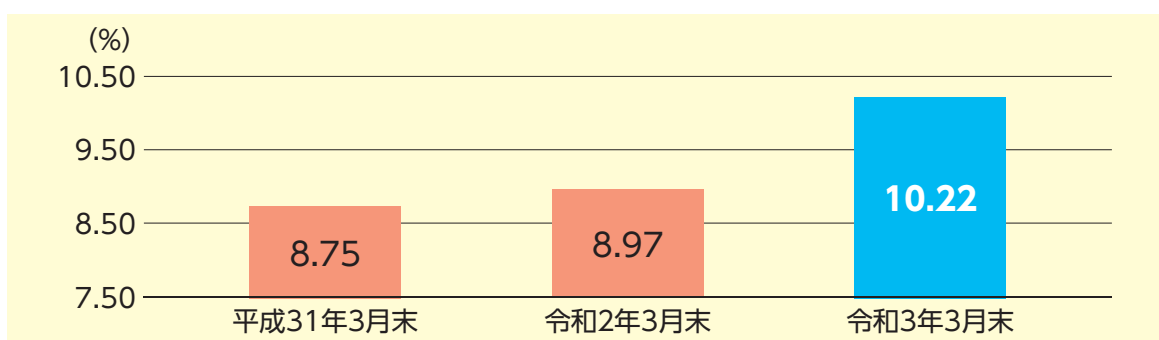
経常利益は411百万円増加の967百万円、当期純利益は、213百万円増加の673百万円となりました。

- 経常利益=経常収益-経常費用
- 当期純利益=経常利益+特別損益-法人税等
-法人税等調整額

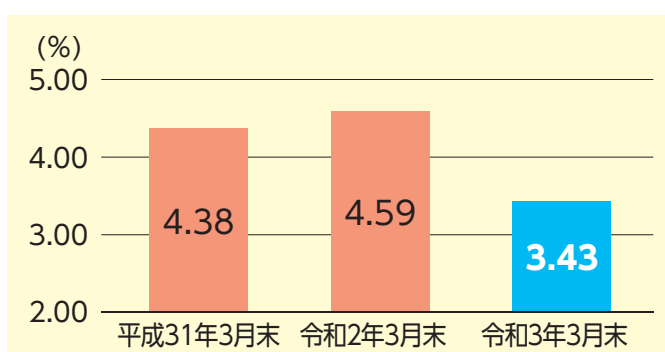


● 自己資本比率は、前期比1.25ポイント上昇

資産の安全性を示す自己資本比率は、前期末比1.25ポイント上昇の10.22%となり、国内基準である4%を上回る水準を確保しております。



● 不良債権比率(金融再生法基準)は、1.15ポイント低下



不良債権比率は、前期比1.15ポイント改善の3.43%となりました。

- 金融再生法基準不良債権比率=
開示債権額(不良債権額)÷総与信額×100

第69期 通常総代会の開催

第69期通常総代会が、令和3年6月25日(金)午前10時より、新型コロナウイルス感染症対応を万全に行った中、当組合本店において開催されました。

当日は総代数116名のうち、出席12名(うち委任状による代理出席3名)及び書面による議決権行使103名、合わせて115名により全議案が可決承認されました。

● 議案

【報告事項】

第69期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)事業報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

【決議事項】

第1号議案：第69期剰余金処分案承認の件

第2号議案：第70期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業・収支計画案承認の件

第3号議案：定款の一部変更の件
事務所の所在地等の変更について

第4号議案：組合員除名の件
Ⅰ. 所在不明の組合員除名について
Ⅱ. 債務不履行の組合員除名について

第5号議案：理事選任の件
理事5名選任について

第6号議案：監事選任の件
監事3名選任について

第7号議案：退任役員に対する慰労金支給の件



総代会制度について

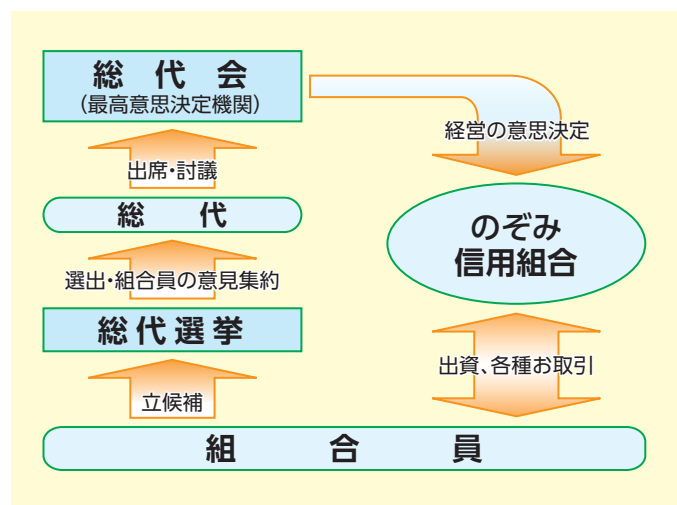
● 総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員が54,059名(令和3年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



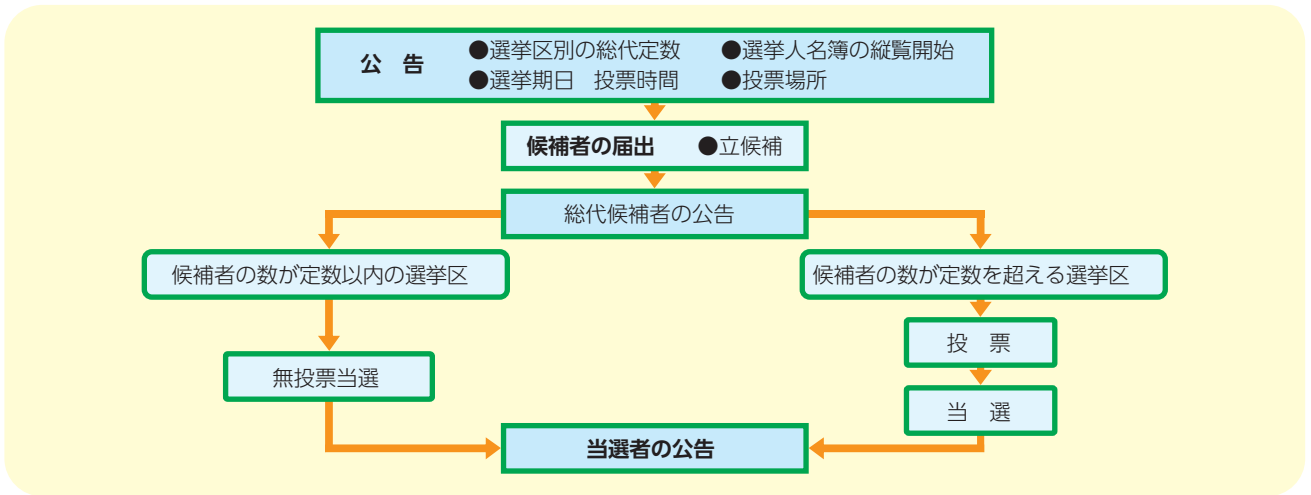
● 総代の選出、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、定款及び総代選挙規約に基づき選出されます。選挙区は地域的に近い営業店のまとまりを基本として、3選挙区に区分しております。

総代の定数は100名以上120名以内で任期は3年です。

総代選挙について

● 総代選挙までの手続



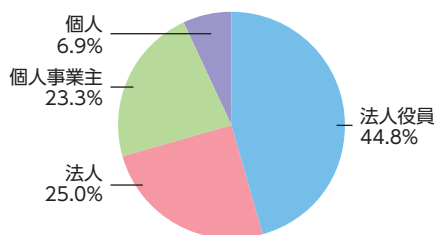
● 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名・構成比

令和3年6月30日現在

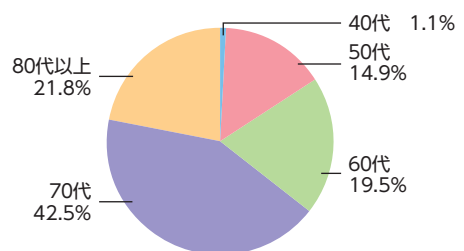
総代氏名			
第1区 大阪市 (総代定数：54名、総代数：52名)			
上田八木短資株式会社 [8]	木村 恒久 [7]	大阪北合同運送株式会社 [5]	平田 貴子 [1]
河村株式会社 [9]	株式会社櫻製作所 [*]	中村 太 [2]	岡村印刷工業株式会社 [9]
中尾印刷株式会社 [8]	日本タルク株式会社 [8]	帰山 福博 [7]	内山 順吉 [1]
吉本 治正 [8]	黒田 清行 [4]	花田 利彦 [2]	吉村 礼子 [7]
株式会社久寿野木ビルディング [*]	上西 宏侑 [7]	富士電装株式会社 [*]	齋藤 昇 [6]
小川 和子 [7]	株式会社ニューモアカラー [3]	佐々木 淳 [2]	酒木 博 [4]
カワセコンピュータサプライ株式会社 [*]	昌栄機工株式会社 [6]	岡田 勝身 [7]	大西 啓太郎 [1]
株式会社神通 [*]	株式会社ツタハラ [3]	城阪 勝喜 [2]	川本 公夫 [7]
株式会社星和ビジネスリンク [7]	株式会社たかぎ商店 [3]	辻 憲治 [2]	山本 将義 [4]
星光ビル管理株式会社 [*]	萬里商事株式会社 [*]	原口 茂 [3]	竹内 和良 [3]
株式会社セイカ [9]	株式会社賃住 [6]	豊島 公敬 [3]	
西谷商事株式会社 [*]	エイワ株式会社 [6]	難波 利正 [2]	
奥谷 森一 [7]	日光パッキン株式会社 [*]	川上 博 [7]	
梅津 好文 [5]	株式会社ヒガシトゥエンティワン [*]	木村 重治 [3]	
第2区 守口市、吹田市、枚方市、豊中市、大東市 (総代定数：34名、総代数：34名)			
小路 喜代一 [8]	松清 俊春 [7]	坂本 一彦 [6]	米田 弘樹 [3]
株式会社ザ鈴木 [7]	樋上 幸夫 [7]	大久保 彰 [3]	大本 博一 [3]
吉岡 桂三 [6]	山内 久生 [*]	岡本 好明 [3]	中井 正弘 [3]
龍建設工業株式会社 [4]	内藤 一 [4]	松本 信治 [7]	池田 實 [9]
丸山 和豊 [3]	吉村 省三 [4]	岸野 肇夫 [7]	藤本 和俊 [7]
近藤 浪子 [3]	大野 賢二 [2]	松本 和美 [7]	川村 悟司 [3]
大昭建設株式会社 [9]	株式会社大築 [3]	吉田 三彦 [7]	北井 秀樹 [1]
近藤 利三郎 [9]	橘内 久雄 [6]	緒賀 智子 [7]	
川上 興二 [2]	小林 和美 [6]	牧野 嘉伸 [4]	
第3区 八尾市、東大阪市、堺市 (総代定数：32名、総代数：30名)			
塚口 純行 [*]	木田 潔 [*]	後藤 紋子 [8]	松下 導治 [7]
谷浦 敏夫 [6]	北川 忠嗣 [6]	村上 實 [7]	谷口 尚真 [3]
宮井 光敏 [6]	森井 慎治 [3]	盛尾 清和 [4]	山浦 富美代 [1]
西尾 晴夫 [5]	西川 洋史 [3]	森 太一 [4]	吉田 昌広 [7]
今村 雄二 [4]	寺田 隆幸 [7]	中野 敏彦 [1]	澤 正行 [2]
井之上 浩 [2]	西野 克美 [3]	株式会社井野屋 [5]	音野 裕司 [1]
藤井 庸二 [1]	南條 保彦 [3]	加茂 正徳 [7]	
藤井 利秋 [1]	屋島 輝満 [1]	森川 泰秀 [7]	

(注) 氏名の後に就任回数(任期3年)を記載しております(敬称略、順不同)。なお、就任回数が10回以上の場合は、[*]で表示しております。

職業別構成比



年齢別構成比



お客様アンケート調査について

当組合では、地域に密着し利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立を目指す取り組みの一環として平成17年度より『お客様アンケート調査』を実施しております。

令和2年度も16回目となるアンケート調査を実施させて頂きましたところ、お取引先の皆様から多大のご協力と多くの貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございました。皆様から頂戴したご意見を参考に、以下のとおり業務改善に取り組んでまいります。

概要

令和2年度の業務改善の実績 (第15回アンケート調査を踏まえた取り組み)

改善項目	具体的改善策	実施内容・時期
お客様の利便性向上・サービスの充実に向けて	●スマホ決済サービス「BankPay」の提供に努めてまいります。	「BankPay」につきましては準備は完了したものの、電子決済サービスに関する犯罪が発生したことによるセキュリティ強化のため、利用は停止した状態となっております。
	●ご来店されたお客様へ快適に過ごしていただけるよう、また緊急時の対応等、店内の設備の充実（非常用電源の設置等）に努めてまいります。	コロナ感染症対策として、テラーに飛沫防止パネルの設置やマスクの徹底等、感染防止に努めました。店舗設備の充実として、令和3年2月に新築移転しました四条畷支店に非常用電源を設置いたしました。
	●認定経営革新等支援機関としての中小企業向け補助金申請支援や様々な経営課題（コロナウイルス感染症対策や事業承継等）における支援等、情報提供に努めてまいります。	創業・事業承継に対する支援を夫々行いました。また、ものづくり補助金の申請支援も行いました。コロナウイルス感染症対策として新型コロナウイルス対応資金をはじめとした資金支援に取り組みしました。
地域の皆様に安心し、より親しみを感じて頂くために	●営業主導のイベントの実施や地元商店街等とのタイアップを通じた地域交流や、「盲導犬育成事業」をはじめとした社会貢献活動に取り組んでまいります。	コロナ禍ということもあり、営業主導のイベント、地元商店街等とのタイアップ等は中止いたしました。「盲導犬育成事業」の応援として、社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付を行いました。
	●ご来店されたお客様に対し、元気な挨拶・明るい笑顔での対応を心掛け、スピーディーな対応で待ち時間短縮等に努めてまいります。	ご来店いただいたお客様には元気な挨拶・明るい笑顔での対応を心掛け、スピーディーな対応に努めました。また、アンケート調査結果を踏まえ、各店にてより親しみを感じていただくため具体策を検討しました。
	●お客様に何でも相談いただけるよう信頼関係を深めるとともに、お客様のニーズにあった情報提供に努めてまいります。	コロナ禍でお客様への訪問活動等が制約される中、お客様に喜んでいただけるような情報提供に努めました。

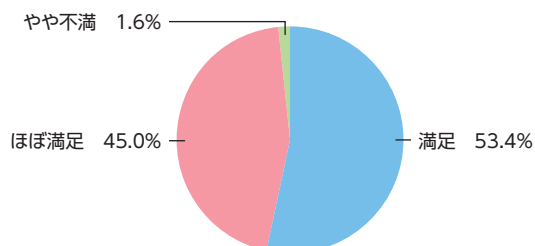
令和3年度の業務改善取り組み方針 (第16回アンケート調査を踏まえた改善策)

改善項目	具体的改善策
お客様の利便性向上・サービスの充実に向けて	●引き続き、スマホ決済サービス「BankPay」の提供に努めるほか、法人インターネットバンキングのセキュリティ強化に努めます。
	●コロナ禍及びコロナ後における様々な経営支援等、情報提供に努めてまいります。
地域の皆様に安心し、より親しみを感じて頂くために	●地域社会・経済活性化への取組みとして、地域貢献活動への取組みを強化してまいります。
	●事務の効率化に取り組むことにより、従来以上にご相談いただけるよう信頼関係を深め、お客様に喜ばれる取引の推進に努めてまいります。
	●ご来店されたお客様に対し、元気な挨拶・明るい笑顔での対応を心掛け、スピーディーな対応で待ち時間短縮等に努めてまいります。

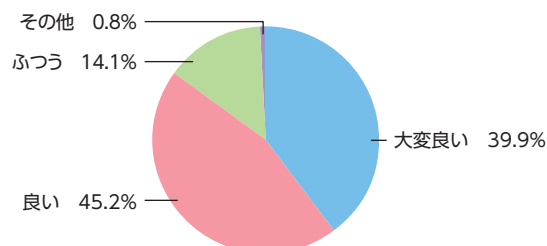
第16回お客様アンケート調査の実施要領

- 調査実施期間 令和3年1月12日(火)～令和3年1月25日(月)
- 調査対象 ・融資又は預金のお取引先（店頭来店先・営業担当者訪問先）
・1店舗あたり25～80先（店舗毎のお取引先数割）を無作為に抽出
- 調査方法 店頭又は訪問により依頼、郵送により回収、無記名
- 調査先数 総先数700先
- ご回答総数 636先（回収率90.9%）

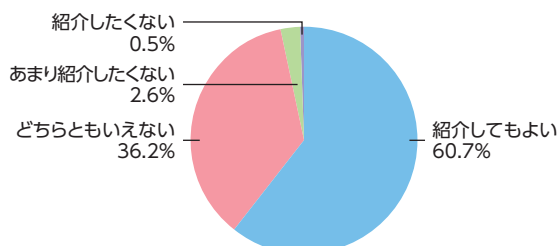
Q1：当組合に対する総合的な満足度についてお聞かせ下さい。



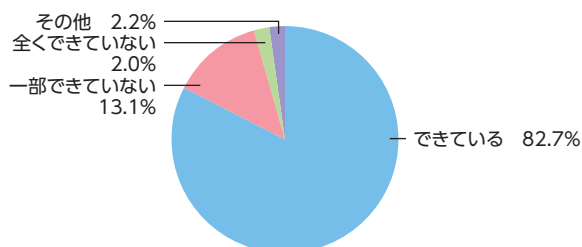
Q2：お取引店舗の印象についてお聞かせ下さい。



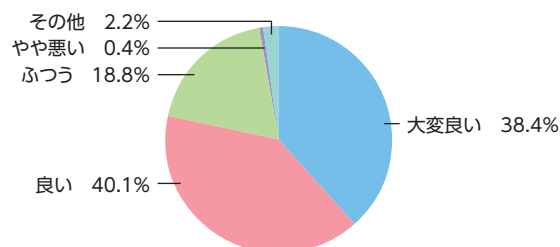
Q3：当組合を紹介してもよいかお聞かせ下さい。



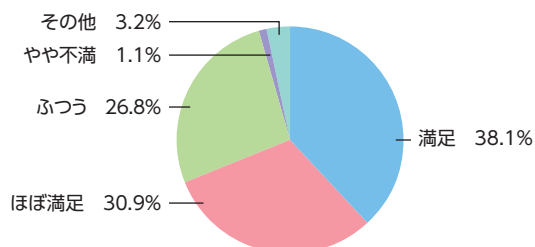
Q4：「元気な挨拶・明るい笑顔」で接客についてお聞かせ下さい。



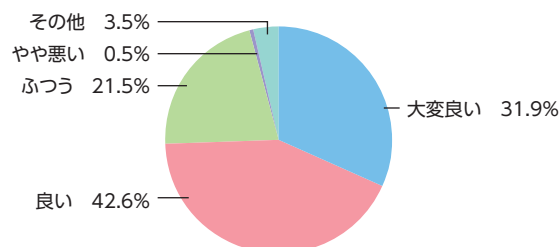
Q5：窓口職員の接客マナーについてお聞かせ下さい。



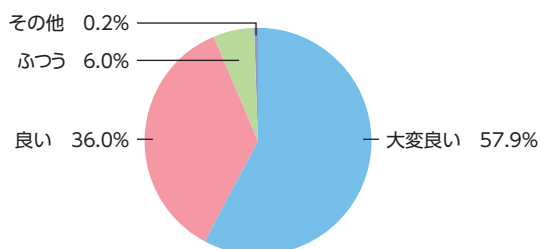
Q6：窓口職員の説明の分かりやすさについてお聞かせ下さい。



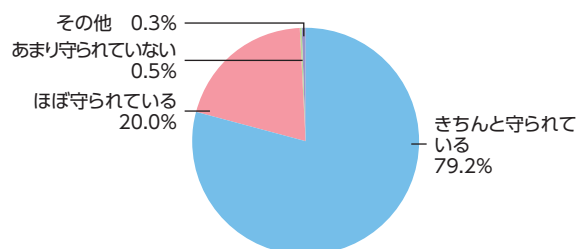
Q7：窓口職員の電話対応についてお聞かせ下さい。



Q8：営業担当者の接客マナーについてお聞かせ下さい。



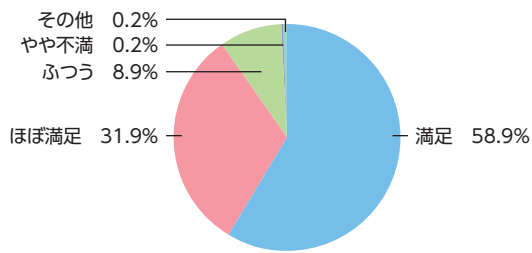
Q9：営業担当者の訪問日時の約束についてお聞かせ下さい。



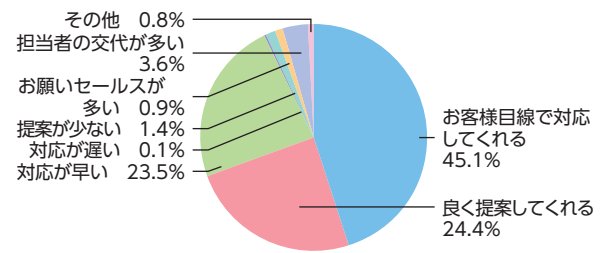
お客様アンケート調査について

概要

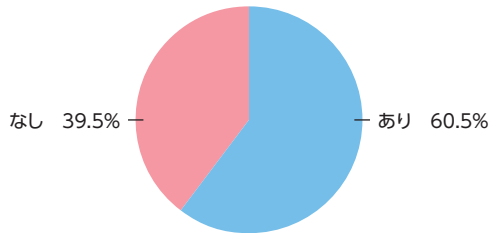
Q10：営業担当者の説明の分かりやすさについてお聞かせ下さい。



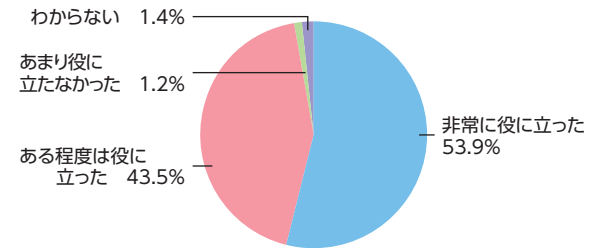
Q11：営業担当者の印象についてお聞かせ下さい。



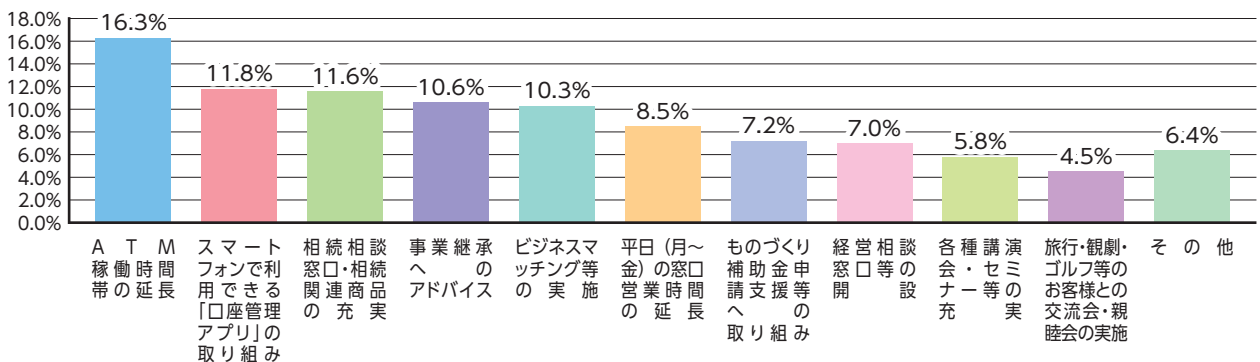
Q12-①：提案・アドバイスの有無についてお聞かせ下さい。



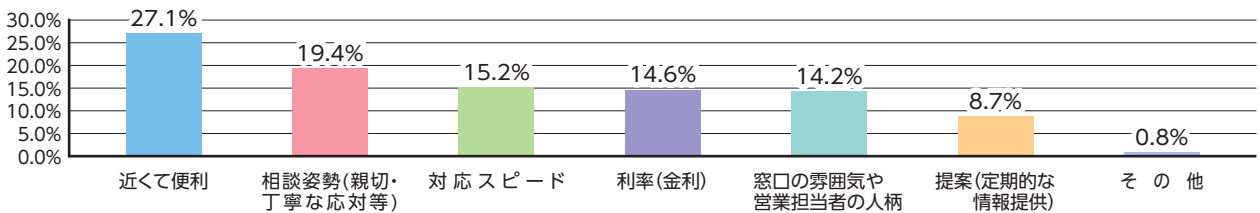
Q12-②：提案・アドバイスはお役に立ったかお聞かせ下さい。



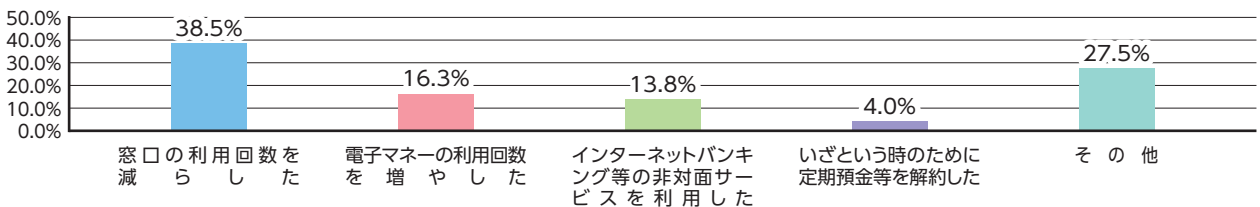
Q13：当組合に対するご要望についてお聞かせ下さい。



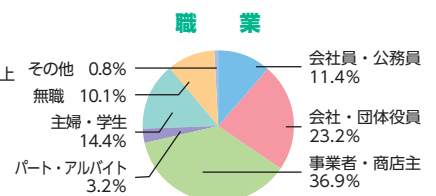
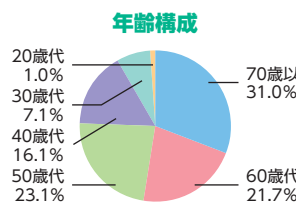
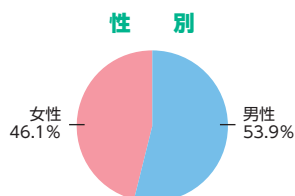
Q14：金融機関の選択についてお聞かせ下さい。



Q15：コロナウイルス感染症の発生に伴う変化についてお聞かせ下さい。



●お客様の属性



地域・社会貢献活動

盲導犬育成事業を応援

当組合では、盲導犬育成事業を応援する目的で、「盲導犬育成事業応援定期預金・定期積金」を夫々発売し、お預け入れ総額に対して、社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付を行っております。

※平成22年度～令和2年度に合計330万円の寄付と盲導犬訓練車を贈呈させていただきました。



〔令和3年7月 感謝状贈呈：本店〕

安心してお取引いただけるための取り組み

● 認知症サポート態勢

当組合では、211名の役職員が「認知症サポーター養成講座」を受講しており、認知症の方に対するサポート態勢の充実を図っております。

● 障がい者サポート態勢

全店にコミュニケーションボードを設置し、障がいをお持ちの方へのサポート態勢の充実を図っております。

● 後見制度ご利用の方の利便性向上

当組合では、ご本人の財産の適切な管理・利用のための後見制度支援預金を取扱いしております。

※後見制度支援預金とは、後見制度を利用されるご本人の財産のうち、日常的な支払いに必要な金銭と別に、通常使用しない金銭を特別な預金として預託するものです。

後見制度支援預金をご利用される場合、預金の払戻しや解約、入出金を行う際、予め家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となりますので、ご本人の財産を安全・確実に管理することができます。

● 特殊詐欺未然防止

当組合では、ATMをご利用されるお客様への声掛けや、ご出金・お振込の手続きをされるお客様への内容確認を徹底するなど、振り込め詐欺等の未然防止に努めています。

● 高齢者サポート態勢

堺市では、高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりを目指し、「堺市高齢者見守りネットワーク」事業を展開されております。

当組合は本事業に賛同し、該当店舗である萩原天神支店・堺陵南支店を事業者登録しております。

● 新型コロナウイルス感染症対策

当組合では、お客様と従業員の安心・安全確保の観点から下記の対応を行っております。

- ・従業員のマスク着用及び出勤前の検温・体調チェック、定期的な手指の消毒の徹底
- ・各営業店内及びATMコーナーの定期的なアルコール消毒液による拭き上げ清掃
- ・窓口及び応接室に飛沫防止用アクリル板の設置
- ・各営業店内の換気の徹底及びアルコール消毒液の設置



地域密着型金融の取り組み

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況について

● 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

地域社会・地域経済の発展に貢献することを目的にコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

● 態勢整備の状況について

経営革新等支援機関の認定を受け、審査部内に支援担当を設け各営業店と連携を図っております。

● 取り組み状況

創業・新事業開拓への支援

中小企業者及び小規模事業者等を連携して支援することを目的に株式会社日本政策金融公庫と業務提携しております。

連携融資及び創業者向け事業資金「希望（のぞみ）」を活用し、創業・新事業を支援しております。

成長段階における支援

- ・当組合では、各営業店のお客様の様々なご相談や情報提供等のご要望について、全店の情報網を活かし幅広くスピーディーなご提案に努めております。



- ・でんさいネットの利用促進に努め、「でんさい割引」を行うなど、動産担保融資の推進に努めました。

令和2年度 でんさいネット利用件先数： 84先
「でんさい割引」実績： 13先、352百万円

※でんさいネットとは、一般社団法人全国銀行協会が設立した電子記録機関である「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の通称で、手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。

- ・当組合がコーディネーターとして、リンカーズ株式会社が提供するものづくり系マッチングサービス「Linkers」を活用し、当組合のお取引先の販路拡大や新事業進出を支援しております。

平成29年度～令和2年度 当組合登録先数： 401先



経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・中小企業庁の認定経営革新等支援機関として、地域の事業者の方が抱える問題や課題に対して、迅速かつ真摯にお応えし、「事業承継」や「ものづくり補助金」等の情報提供や申請支援を積極的に行っております。
- ・人材不足の解消や採用時間の削減等の課題解決の一助として、法人のお取引先に対して「ミイダス」をご紹介させていただいております。「ミイダス」とはミイダス株式会社が提供する人材マッチングサービスです。
- ・助成金の提案から受給までをサポートする経営支援サービスとして、法人・個人事業者のお取引先に対して「Jマッチ」をご紹介させていただいております。「Jマッチ」とは株式会社ライトアップが提供する経営支援サービスです。



「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。

経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

● 「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	1,386件	1,390件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合(%)	27.4%	30.8%
保証契約を解除した件数	3件	6件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限定）	0件	0件

※「新規に無保証で融資した件数」には、割引手形の実行件数を含んでおります。

大阪府中小企業支援ネットワーク

地域の面的再生を促進する観点から、中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備する目的に大阪信用保証協会が事務局となり「大阪府中小企業支援ネットワーク」を構築しております。

当組合も地域金融機関として同ネットワークに参加し、地域の事業者の方に対する経営改善支援等、お役に立てるよう情報の収集に努めてまいります。

タブレット端末を使用した「電子サイン」運用開始

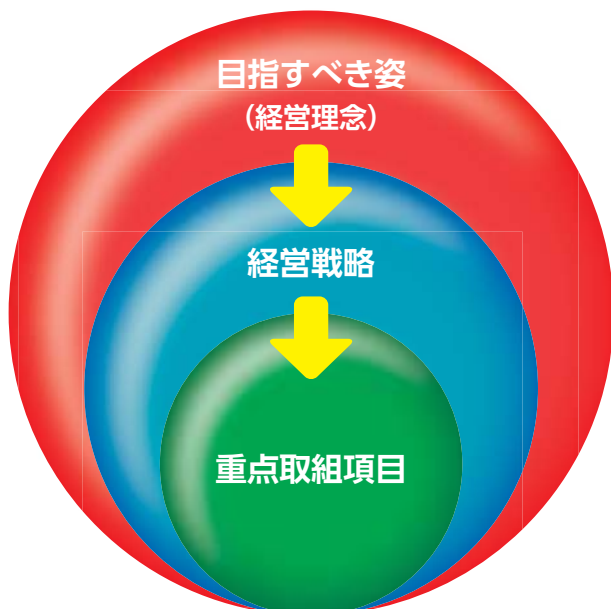
当組合では、営業係が訪問先で現金・通帳・証書等をお預かりする際やお届けする際の手続きを明確にするため、令和3年6月からタブレット端末を使用した「電子サイン」の運用を開始しております。

従来、営業係がお渡ししていた「受取書」に替えて、「電子サイン」による確認を行っていただくことで、お客様に当組合が発行していた「受取書」を保管していただく必要がなくなります。



第6次中期経営計画について〈令和3年4月～令和6年3月〉

地域において真に必要とされる金融機関を目指して



経営理念

- 地域と人にやさしいコミュニティバンクとして、中小企業・個人事業者と生活者の繁栄を願い、きめ細かな金融サービスを通じて、みなさまの〈のぞみ〉実現パートナーになります。

経営戦略

- 「相互扶助」の理念のもと、地域の皆様の様々な課題を解決するための取組を強化する。

重点取組項目

- お客様目線に立った金融サービスの実践（喜ばれる取引の実践）
- 人材力・組織力の強化

重点取組項目について

お客様目線に立った金融サービスの実践(喜ばれる取引の実践)

- コロナ禍及びコロナ後における様々な経営支援の取組み
- 地域社会・経済の活性化への貢献
- 取引基盤の充実化(活動強化)

人材力・組織力の強化

- 目利き能力向上に繋がる研修の充実
- 人材の活性化
- 評価内容の見直し
- 店舗戦略及び店舗運営の再構築
- 業務の効率化(営業・事務)

経営管理について

苦情処理措置及び紛争解決措置について

● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

- ・ 窓 口：のぞみ信用組合総務部（お客様サービス部長） 06-6944-2108
 - ・ 受 付 日：月～金曜日（祝日及び当組合の休業日を除きます）
 - ・ 受付時間：午前9時～午後5時
- なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス：<https://www.nozomi.shinkumi.jp>

※保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

- 一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）
- 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（電話：0570-022-808）

● 紛争解決措置

- 公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）
- 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記の仲裁センター等において紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記窓口または、大阪地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所にお申し出ください。又、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

一般社団法人 大阪府信用組合協会 大阪地区しんくみ苦情等相談所	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
● 受 付 日：月～金曜日 (祝日及び信用組合の休業日を除く)	● 受 付 日：月～金曜日 (祝日及び信用組合の休業日を除く)
● 受付時間：午前9時～午後5時	● 受付時間：午前9時～午後5時
● 電 話：06-6941-1441	● 電 話：03-3567-2456
● 住 所：〒540-0026 大阪府中央区内本町2-3-9	● 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

経営管理について

コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、企業が活動を行う上で法令や各種社会ルールを遵守することですが、当組合では、金融機関としての高い社会的使命に鑑み、より高い企業倫理の確立や法令・ルールの厳正な遵守に努めております。

理事会は、コンプライアンスの遵守を目的に、コンプライアンスマニュアル及びコンプライアンスプログラムを制定し、役職員全員がこれに沿った業務運営を行うとともに、本部・営業店は定例的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

また、理事会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの実践状況の検証、対応策の検討を行う態勢としています。

苦情・相談処理体制については、総務部に「お客様サービス部長」を専任者として配置し、情報の集約と対応の一元化を図ると共に、その状況について逐次コンプライアンス委員会に連携し、迅速かつ的確に対応する態勢をとっております。

反社会的勢力に関する基本方針

私どものぞみ信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連帯関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対し断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対処措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

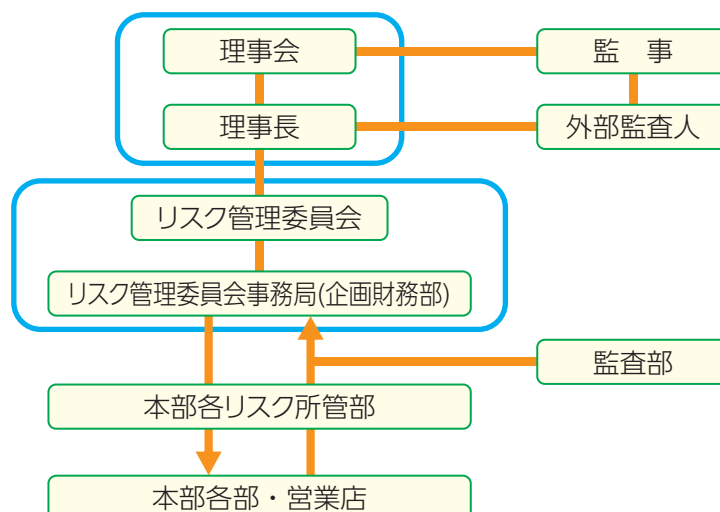
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

リスク管理体制

当組合では、理事会で経営方針、事業方針及びリスク管理方針（リスク管理規程）を定めるとともに、リスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理できるようリスク管理委員会を置き、理事会に報告する体制をとっております。又、各リスクについては所管部署を定め、日々リスクの状況を把握・管理し、常時リスク管理委員会へ連携する体制としております。

<p>信用 リスク</p>	<p>取引先の倒産等により貸出金等が回収困難となり損失を被るリスク</p> <p>当組合では、貸出債権の健全性維持・向上を図るため、審査管理体制の強化に努めるとともに、大口融資案件は融資審議会に諮る体制をとっております。又、資産の自己査定結果等を考慮に入れた貸出審査・管理体制の厳格化に努め、財務分析等の研修を通じて審査・管理能力の向上を図っております。</p>
<p>市場 リスク</p>	<p>有価証券・為替・金利等が変動し、資産価値が低下、損失を被るリスク</p> <p>金利や価格変動に伴うリスクに対処するため、安全かつ慎重な運用を行っております。</p>
<p>流動性 リスク</p>	<p>資金流出で資金繰りが悪化するリスクや高金利で資金調達を余儀なくされるリスク</p> <p>資金の運用・調達の状況や資金調達余力は企画財務部において日次でモニタリングされ、経営層へ報告する体制をとっております。又、万一の場合に備え情報収集に努めるとともに、緊急時の資金を確保する手段など、事前準備には万全を期しております。</p>
<p>事務 リスク</p>	<p>正確な事務を怠るあるいは事故・不正・情報漏洩等を起こすことにより損失を被るリスク</p> <p>事故の未然防止や事務レベルの向上のため、事務取扱要領に沿った事務の指導・研修を実施し、事務能力の向上に努めております。又、発生したミス・事故については、データベース化し、原因分析を行うことにより再発防止を図っております。このような状況については、定期的に経営層に報告し、事務リスクの管理、軽減に取り組んでおります。</p> <p>又、監査部の臨店総合監査、フォロー監査、抜き打ちによる部分監査、毎月1回の自店検査の実施を通じ、事務ミスの早期発見・事故の未然防止に努めております。</p>
<p>システム リスク</p>	<p>コンピューターシステムのダウン・誤作動、不正使用等により損失を被るリスク</p> <p>当組合では、基本的なオンラインシステムの運行を「信組情報サービス株式会社（SKC）」へ委託することによりリスク軽減を図るとともに、SKCシステムに沿った事務管理やデータ管理の実施及び周辺情報機器等の整備・充実に努めております。又、当組合の情報資産保護に関する基本方針であるセキュリティポリシーにおいて個人情報の保護に対する対応を規定し、関連規程等の整備・充実に努めております。</p> <p>万一の備えとしては、災害・システム障害等に備えたコンティンジェンシープランを整備し、未然防止と併せて両面からシステムリスクの軽減を図っております。</p>

リスク管理体制図



顧客受入方針

当組合は、マネー・ローンダリング等の不正な取引を未然に防止するため、お客様と取引を行う際に取引時確認が必要となる取引及び同取引に係るお客様の属性情報の取得・管理については、各種の法令を遵守するとともに、当組合が作成する特定事業者作成書面の内容を踏まえ、以下の各事項について適切な対応を実施します。具体的には、以下の取引の種類に応じて取引時確認を実施します。

なお、お客様が取引時確認に応じない場合には、取引時確認にお客様が応じるまで当該取引を謝絶します。

1. 預金口座の開設、200万円を超える大口現金の受払いをする取引、為替取引を伴う10万円を超える現金の受払をする取引等（敷居値以下の取引であっても、1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割していることが一見して明らかなのは一の取引とみなす。）
2. 特別の注意を要する取引（①疑わしいと認められる取引、②同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引）
3. ハイリスク取引（①なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客との取引、②マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住している顧客との取引、③重要な公的地位にある者（外国PEPs）との取引）

注)1 上記1.～3.の取引において当組合が確認する事項及びその確認方法は、下表のとおりです。なお、3.の取引についてはマネー・ローンダリングに利用されるおそれの高い取引であることを踏まえ、「本人特定事項」及び「実質的支配者」については、通常よりも厳格な方法により確認します。

注)2 上記取引において把握したお客様の属性情報は、当組合の個人情報保護規程に基づき適切に管理します。

確認事項	通常取引(上記1、2)	ハイリスク取引(上記3)
本人特定事項 (個人)氏名・住居・生年月日 (法人)名称、本店又は主たる事務所の所在地	以下の本人確認書類 (個人)運転免許証、在留カード、旅券(パスポート)等顔写真のある官公庁発行書類など (法人)登記事項証明書、印鑑登録証明書、官公庁発行書類で法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものなど	通常取引に際して確認した書類 + 左記以外の本人確認書類
取引を行う目的	申告	申告
(個人)職業 (法人)事業の内容	(個人)申告 (法人)定款、登記事項証明書など	(個人)申告 (法人)定款、登記事項証明書など
実質的支配者 (議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人(全ての法人に存在))	代表者等からの本人特定事項の申告	株主名簿(資本多数決の原則を採る法人の場合)、登記事項証明書(資本多数決の原則を採る法人以外の法人の場合)など + 代表者等からの本人特定事項の申告
資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。)		(個人)源泉徴収票、確定申告書、預金通帳など (法人)貸借対照表、損益計算書

取引時確認のお願い

「犯罪収益移転防止法」及び「顧客受入方針」に基づき、お客様の本人確認を行うほか、取引を行う目的や職業・事業内容等についても合わせて確認を行います。

これらの確認は新規のお客様だけでなく既に取引いただいているお客様も対象となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

● 取引時確認が必要な取引

- ①口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ②10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ④融資取引 など

※これらの取引以外にも、お客様に確認させていただく場合があります。

● ハイリスク取引

マネー・ローンダリングのリスクが高い取引を行う際には厳格な確認が必要となります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況についても確認させていただきます。

● 取引時の確認事項及び確認書類

P17の「顧客受入方針」に記載の確認事項及び確認書類を参照願います。

尚、口座開設を行う場合は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）に基づき、居住地国（例えば日本）等の届出も合わせてお願いいたします。

振り込め詐欺救済法への対応について

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等により資金が振り込まれた預金口座等について、金融機関が取引停止等の措置をとり、預金名義人の預金等に係る債権消滅手続や被害回復金の支払い手続など、金融機関や預金保険機構が行う手続きが規定されています。

この法律に基づく具体的な手続き等について、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当組合の口座に振り込んだ方からのご相談を下記ダイヤルでお受けしております。

「振り込め詐欺救済法」お問い合わせ窓口

担当部署	総務部（お客様サービス部長）
電話番号	06-6944-2108
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日及び当組合の休業日を除きます）

預金者保護法への対応について

偽造・盗難キャッシュカードによりお客様が被害に遭われた場合、過失の程度により被害額を補償させていただきます。

● 「預金者保護法」に基づく金融機関の補償割合

	項目	カード偽造	カード盗難
補償割合	無過失	原則、全額補償	原則、全額補償
	過失	原則、全額補償	原則、75%補償
	重過失	原則、補償なし	原則、補償なし

● カード・通帳等の紛失・盗難受付窓口

曜日	受付時間帯	連絡先
平日	8:45~17:00	お取引店
	上記以外の時間帯	しんくみATMセンター 電話：0120-003-814
上記以外	24時間	

※上記へご連絡いただくとともに、最寄りの警察にもお届け下さい。

● ATMの1日あたりの利用限度額について（令和3年6月30日現在）

利用場所	1日あたりの利用限度額（現金お引き出し）
①当組合ATM	・個人 50万円迄 ①②を合算した利用限度額 ・法人200万円迄 ①当組合ATM
②提携金融機関のATM・CD等	

● ATM振込の利用制限について

ATM振込を1年間利用されていない70歳以上の個人及び個人事業者のお客様に対しましては、1日あたりの振込上限額を1,000円とする制限を設けさせていただいております。

● ATM支払限度額制限について

ATM出金を1年間利用されていない70歳以上の個人及び個人事業者のお客様に対しましては、1日あたりの出金限度額を10万円とする制限を設けさせていただいております。

● ATMでの暗証番号の変更機能について

簡単なATM画面の操作で、お客様が任意に暗証番号の変更ができる機能(手数料不要)があります。尚、生年月日(例:昭和25年2月25日→0225)、電話番号(下4桁)、同一番号(例:1111, 2222)等の他人に類推されやすい番号は使用しないで下さい。

ATMオンラインネットワークサービスについて

(令和3年6月30日現在)

● ご利用時間帯のお知らせ

	ご利用時間			
	平日(月~金)	土曜日	日曜日	祝日
当組合ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00 ※取扱店舗：枚方支店、萩原天神支店、矢田支店	9:00~17:00 ※取扱店舗：枚方支店、萩原天神支店、矢田支店
全国信組ネットワーク 府下信組キャッシュサービス 全国キャッシュサービス 郵貯オンラインサービス イオン銀行ATMサービス セブン銀行ATMサービス	365日 8:00~21:00			
	365日 24時間営業（メンテナンス等により利用できない時間帯もあります）			

※上記ATMオンラインネットワークサービスについては、一部金融機関でお取扱内容が異なる場合がございます。
※一部のお取扱については手数料がかかる場合がございます。

適切な勧誘・募集について

金融商品に係る勧誘方針

当組合は「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

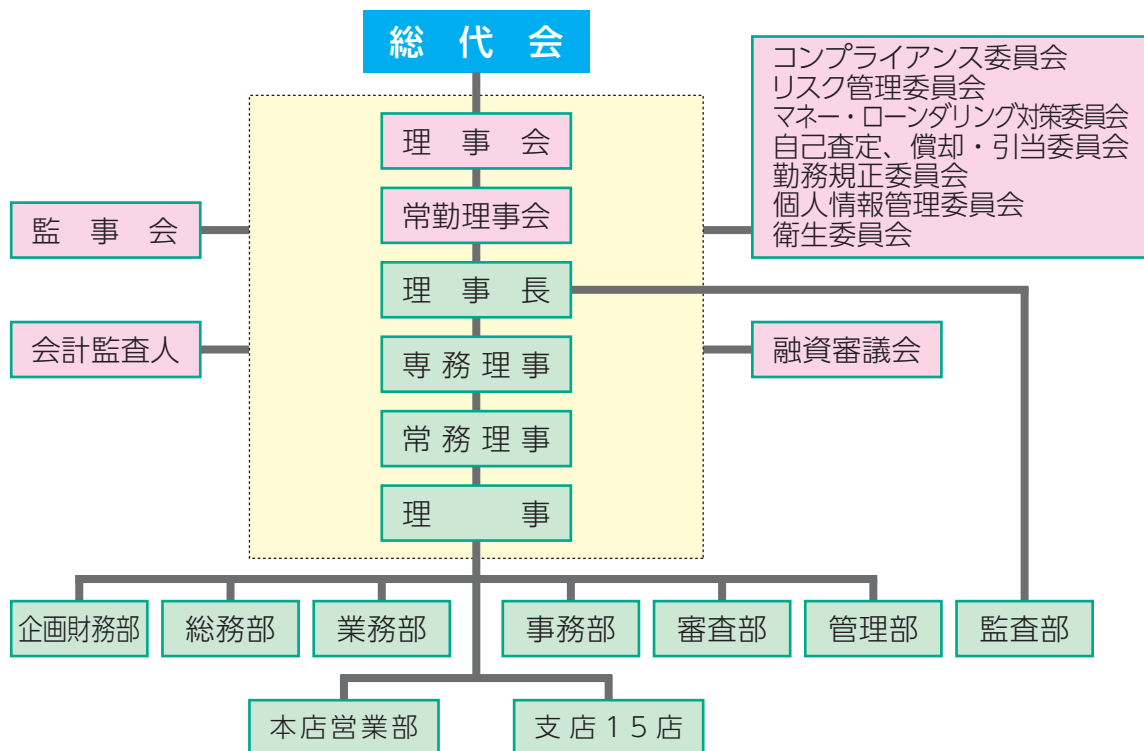
- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。
 - ①当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
 - ②従業員が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記（1）に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下、「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ①生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ②疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）：1 保険事故につき100万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - (c) 疾病入院給付金：5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - (d) 疾病手術等給付金：1 保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談、その他各種お問合せは、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

担当部署	総務部（お客様サービス部長）
電話番号	06-6944-2108
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日及び当組合の休業日を除きます）

組織図

(令和3年6月30日現在)



概要

役員体制

(令和3年6月30日現在)

理事長 (代表理事)	平野二三記
専務理事	村井慶次
常務理事	塩見正人
常務理事	上阪邦夫
常勤理事	中川博之
常勤理事	柿林秀典
常勤理事	坂本勝也
常勤理事	山崎貴俊
理事	森村照私 (公認会計士)
常勤監事	藪野文男
常勤監事	野条正宏
監事	林幸二 (弁護士)
監事	中山繫太郎 (税理士)

注) 当組合は、職員出身者以外の理事1名の経営参画によりガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の名称

(令和3年6月30日現在)

水都有限責任監査法人

主要な業務のご案内

(令和3年6月30日現在)

概要

● 預金業務

総合口座	普通預金	・左記の預金が一冊の通帳にセット ・定期預金、定期積金の積立額を担保に、預入残高の90%以内、最高300万円迄ご融資
	定期預金	
	定期積金	
定期預金	大口定期預金	1,000万円からの自由金利型定期預金
	スーパー定期預金	1,000万円未満の自由金利型定期預金
	期日指定定期預金	1年据え置き後、最長3年まで(1年毎の複利計算・個人のみ)お預入可能な定期預金
定期積金		目標額への積立を行うことができる預金
普通預金		いつでも出し入れ自由な便利な預金
無利息型普通預金		決済用預金の3条件(無利息・要求払い・決済サービスの提供)を満たす預金
当座預金		商取引での小切手、約束手形に活用できる預金
通知預金		まとまった資金を一時的(1週間以上)に預ける預金
納税準備預金		税金の納付資金づくりの預金(利息は非課税扱い)

● 融資業務

《事業者向け融資》

手形割引	商業手形の割引
手形貸付	運転資金などの短期資金に活用
証書貸付	設備資金などの長期資金に活用
保証協会保証貸付	大阪信用保証協会の保証付融資の取扱い
代理貸付	全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務の取扱い
のぞみクイックローンⅠ※1	法人及び個人事業者の方を対象とした無担保の事業融資商品
のぞみクイックローンⅡ※1	個人事業者の方を対象とした無担保の事業融資商品
のぞみビジネスローン※2	個人事業者、年商1億円未満の法人代表者の方を対象とした無担保の事業融資商品
創業応援ローン	株式会社日本政策金融公庫協調型ローン 新たに事業をはじめられる方等を対象とした商品

※1、2については、当組合が提携する保証会社の保証が必要となります。

《個人向け融資》

住宅ローン	
住まいのいちばんネクストV	住宅取得に関する資金(最高10,000万円)をご融資(提携保証会社保証付)
チャンピオン	中古住宅の購入(他金融機関からのお借換えを含む)資金をご融資(最高2,000万円・購入価格の100%以内)
提携保証会社保証付各種ローン	
マイカーローン	車輛購入・運転免許証取得等に係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
リフォームローン	住宅リフォームに係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
教育ローン	教育(入学時・在学時)に係る資金をご融資(10万円以上、1,000万円以内)
フリーローン「チョイス」	資金使途自由(事業資金を除く)のローン(10万円以上、1,000万円以内)
フリーローン「セレクト」[まとメール]	資金使途自由(事業資金を含む)のローン(10万円以上、500万円以内)
カードローン「アラカルト」	資金使途自由のカードローン(極度額30万円以上、800万円以内)

● 為替業務・でんさい業務・その他付随業務

内国為替業務	送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております	
代理業務	ア. 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務 イ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務	
保険商品の窓口販売業務	住宅ローン等の火災保険	
でんさい業務	電子記録債権を記録・流通させる新たな決済インフラです インターネットバンキングなどを通じてご利用いただけます	
債務の保証業務	両替業務	保護預り及び貸金庫業務
地方公共団体の公金取扱業務	国債等の引受及び引受国債の募集取扱業務	

主要な商品のご案内

融資商品のご案内

● 法人・個人事業者向け融資商品

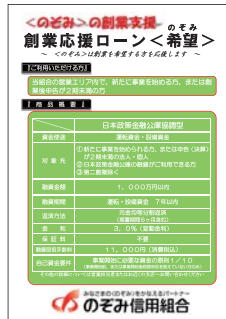
創業応援ローン〈希望〉

新たに事業をはじめられる方、事業を始めて間もない方を対象とした株式会社日本政策金融公庫協調型ローンです。

最大1,000万円迄ご利用いただけます。(公庫との合算で2,000万円まで)

ご融資利率：3.0%

ご融資期間：7年以内



＜のぞみ＞の創業支援-のぞみ創業応援ローン〈希望〉
 ～＜のぞみ＞は創業を支援する事業家をサポートします～

【ご利用にあたっては】
 当組合の協賛エリア内で、新たに事業を始める方、または創業準備中の方を支援いたします。

貸付対象	日本政策金融公庫協調型
貸付用途	新規創業・設備投資
貸付先	0歳以上65歳未満の方で、申込時点で（公庫）が登録済みの個人事業主、会社員、専業主婦の方で、会社員の場合は勤続年数が1年以上であること、専業主婦の方は専業主婦であること。
貸付総額	1,000万円以内
返済期間	満期・返済済 7年以内
返済方法	元金均等返済方式 元金元金均等返済方式
借入利率	3.0%（変動金利）
返済開始時期	借入後 1ヶ月（返済開始）
保証人	保証会社に必要資金の保証（10万円保証）

※融資利率は申込時決定の利率です。変動金利の場合は、申込時決定の利率に引当金利を加算した利率となります。

のぞみ信用組合

のぞみビジネスローン

個人事業者の方の資金ニーズを応援するビジネスローンです。最大300万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：5.5%、9.0%、12.0%

ご融資期間：5年以内



▶ 個人事業者の方の資金ニーズを応援します!!
（のぞみ）ビジネスローン

【ご利用にあたっては】
 当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

貸付総額	最大300万円以内
返済期間	5年以内
借入利率	5.5%、9.0%、12.0%
返済開始時期	借入後 1ヶ月（返済開始）

のぞみ信用組合

● 個人向け融資商品



お客様のニーズに応える
＜のぞみ＞目的のローン!!

- マイカーローン
- リフォームローン
- 教育ローン

自由使える
＜のぞみ＞フリーローン!!

- スピーディーに審査・個人限定の…**チョイス**
- 事業資金も借入できる…**セレクト**
- 複数の借入をまとめて一つに…**まとメール**

マイカーローン

車輜購入・運転免許証取得等、マイカーに係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：2.5%、2.8%、3.3%

ご融資期間：10年以内

フリーローン「チョイス」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：3.0%、5.0%、7.0%、10.0%、14.0%

ご融資期間：10年以内

リフォームローン

リフォームに係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：2.5%、2.8%、3.3%

ご融資期間：15年以内(100万円未満の場合は10年以内)

フリーローン「セレクト」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大500万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：5.5%、7.5%、9.5%、13.5%

ご融資期間：6ヵ月以上10年以内

教育ローン

教育（入学時・在学時）に係る資金をご利用いただけるローンです。最大1,000万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：2.5%、2.8%、3.3%

ご融資期間：15年以内

フリーローン「まとメール」

お使いみち自由のお手軽にご利用いただけるローンです。最大500万円迄ご利用いただけます。

なお、ご利用にあたっては、当組合提携の保証会社の保証が必要となります。

ご融資利率：9.8%、11.8%、13.8%

ご融資期間：10年以内

預金商品のご案内

● 定期預金商品

《のぞみ》パピーウォーカー

盲導犬育成事業を応援する預金商品で組合員の方がご利用いただけます。お客様にお預けいただいた預金残高に対し、当組合が一定の金員又は当該金員に相当するものを社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付いたします。

お預け利率：0.100%、0.175%
お預け期間：1年もの、3年もの

盲導犬育成事業 応援定期預金

のぞみ
パピーウォーカー

お預け利率 0.100% 0.175%

のぞみ信用組合

概要

ねんきんバトン倶楽部

お申込み時点で58歳以上65歳未満で年金を未受給の方がご利用いただける定期預金です。

お一人様当たりの預入限度額は500万円です。
お預け利率：店頭表示金利 +0.20%
お預け期間：1年もの

【のぞみ】の7年定期預金

ねんきんバトン倶楽部

満58歳からの
お楽しみ！

店頭表示金利 +0.20%

のぞみ信用組合

のぞみ年金定期「元気倶楽部」

当組合で公的年金・厚生年金基金等の受給口座をお持ちの組合員の方を対象としたお得な定期預金です。

お一人様当たりの預入限度額は1,000万円迄です。
またATM手数料を月5回まで返戻いたします。
お預け利率：0.375%
お預け期間：1年もの

年金定期預金

一年もの自動振替定期預金

元気倶楽部

4つの特典！

- お一人様 1,000万円まで
- ATM手数料が月5回まで返戻!
- 普通金利 0.375%とおトク!
- のぞみ倶楽部の特典やサービスが利用できる!

のぞみ信用組合

● 定期積金商品

《のぞみ》パピーウォーカー

盲導犬育成事業を応援する預金商品です。お客様にお預けいただいた預金残高に対し、当組合が一定の金員又は当該金員に相当するものを社会福祉法人日本ライトハウスへ寄付いたします。

ご契約期間：2年、3年
掛 金： 3万円
5万円
10万円

盲導犬育成事業応援定期預金

《のぞみ》
パピーウォーカー

毎月のお金 3万円・5万円・10万円の3種類

お預け期間 2年または3年の2種類

契約期間	毎月の掛金		
	30,000円	50,000円	100,000円
2年	720,000円	1,200,000円	2,400,000円
3年	1,080,000円	1,800,000円	3,600,000円

のぞみ信用組合

《のぞみ》未来倶楽部

平成29年4月1日よりサービスを提供した「のぞみ倶楽部」専用の定期積金です。

本商品をご契約頂いたお客様にはのぞみ倶楽部での様々なサービスや特典を受けることができます。
ご契約期間：3年
掛 金：1万円以上

店舗等一覧

(令和3年6月30日現在)

概要

店舗名	郵便番号	住所	電話番号
本店	540-0026	大阪府中央区内本町2丁目3番5号	06-6944-2102
本店営業部	540-0026	大阪府中央区内本町2丁目3番5号	06-6944-2101
港支店	552-0012	大阪府港区市岡1丁目14番3号	06-6574-0356
守口支店	570-0034	守口市西郷通1丁目15番16号	06-6996-4681
吹田支店	564-0026	吹田市高浜町4番39号	06-6382-0721
枚方支店	573-0022	枚方市宮之阪3丁目6番30号	072-847-4521
八尾支店	581-0802	八尾市北本町1丁目4番25号	072-922-0748
枚岡支店	579-8048	東大阪府旭町3番3号	072-982-5481
城東支店	536-0013	大阪府城東区嶋野東2丁目11番12号	06-6968-3321
粉浜支店	559-0001	大阪府住之江区粉浜1丁目16番16号	06-6672-1881
萩原天神支店	599-8112	堺市東区日置荘原寺町45番地1	072-286-5301
堺陵南支店	591-8034	堺市北区百舌鳥陵南町3丁目14番地	072-277-6771
岡町支店	561-0885	豊中市岡町1番6号	06-6841-0123
布施支店	577-0056	東大阪府長堂2丁目10番14号	06-4306-3861
徳庵支店	577-0007	東大阪府稲田本町3丁目11番7号	06-6744-3535
四条畷支店	574-0008	大東府北新町18番10号	072-878-1251
矢田支店	546-0021	大阪府東住吉区照ヶ丘矢田3丁目3番39号	06-6702-5710

現金自動機器(ATM)設置状況

店舗内ATM	22台
--------	-----

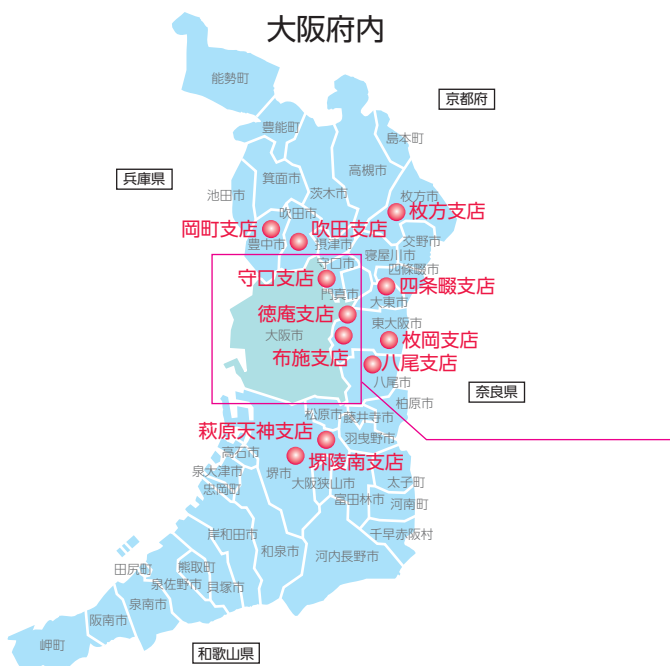
四条畷支店が
新築移転いたしました。
(令和3年2月15日
オープン)



今後とも益々のご愛顧を
賜りますようお願い
申し上げます。

営業区域・店舗の状況

(令和3年6月30日現在)



資料編 目次

◇ 財務諸表	27-30
◇ 経営指標	31-32
◇ 主要業務に関する事項	32
◇ 貸出金等に関する指標	33-34
◇ 預金に関する指標	35
◇ 有価証券に関する指標	35-36
◇ その他の業務	36
◇ 役員等の報酬体系について	37
◇ 自己資本の充実の状況	38-44
◇ 手数料一覧	45

財務諸表

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和元年度	令和2年度	科 目	令和元年度	令和2年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,971,669	1,900,206	預金積金	228,217,113	240,682,128
預け金	88,931,978	106,817,516	当座預金	2,235,537	2,413,876
有価証券	4,986,971	6,798,009	普通預金	39,001,337	50,564,291
国債	-	-	通知預金	19,308	50,000
地方債	499,110	499,478	定期預金	179,545,797	180,046,493
社債	4,373,680	6,180,990	定期積金	7,091,821	7,338,289
株式	114,180	117,541	その他の預金	323,311	269,177
その他の証券	-	-	借入金	-	700,000
貸出金	143,122,291	136,499,342	当座貸越	-	700,000
割引手形	3,018,657	1,587,907	その他の負債	1,122,489	1,141,232
手形貸付	1,276,966	385,734	未決済為替借	18,926	20,470
証書貸付	137,426,611	133,450,003	未払費用	523,993	500,004
当座貸越	1,400,056	1,075,697	給付補填備金	3,272	3,358
その他の資産	1,795,134	1,827,459	未払法人税等	52,430	129,797
未決済為替貸	22,593	25,470	前受収益	115,258	79,652
全信組連出資金	1,412,600	1,412,600	払戻未済金	113,475	116,577
前払費用	19,362	26,150	職員預り金	131,342	134,241
未収収益	147,677	181,278	リース債務	42,267	40,924
その他の資産	192,901	181,960	その他の負債	121,521	116,205
有形固定資産	3,705,677	3,718,560	賞与引当金	63,858	67,469
建物	979,284	1,185,240	役員賞与引当金	-	-
土地	2,526,718	2,355,149	退職給付引当金	-	-
リース資産	42,267	40,924	役員退職慰労引当金	174,610	130,570
建設仮勘定	13,816	-	偶発損失引当金	142,485	25,800
その他の有形固定資産	143,591	137,246	睡眠預金払戻損失引当金	118,941	36,335
無形固定資産	116,214	103,504	繰延税金負債	-	-
ソフトウェア	45,307	32,597	再評価に係る繰延税金負債	115,230	84,897
リース資産	-	-	債務保証	169,445	138,895
その他の無形固定資産	70,907	70,907	負債の部合計	230,124,173	243,007,328
前払年金費用	1,640	16,985	(純資産の部)		
繰延税金資産	218,970	175,987	出資金	3,599,442	3,509,106
債務保証見返	169,445	138,895	普通出資金	3,599,442	3,509,106
貸倒引当金	△1,516,204	△1,062,839	利益剰余金	9,510,977	10,219,069
(うち個別貸倒引当金)	(△1,268,499)	(△864,715)	利益準備金	2,206,850	2,256,850
			その他利益剰余金	7,304,127	7,962,219
			特別積立金	6,700,000	6,700,000
			(経営改善積立金)	(6,700,000)	(6,700,000)
			当期末処分剰余金	604,127	1,262,219
			組合員勘定合計	13,110,419	13,728,175
			その他有価証券評価差額金	△21,089	△13,385
			土地再評価差額金	290,286	211,508
			評価・換算差額等合計	269,197	198,123
			純資産の部合計	13,379,617	13,926,299
資産の部合計	243,503,791	256,933,628	負債及び純資産の部合計	243,503,791	256,933,628

損益計算書

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
経常収益	4,177,794	4,220,153
資金運用収益	3,820,700	3,503,347
貸出金利息	3,635,552	3,314,136
預け金利息	105,428	118,312
有価証券利息配当金	30,877	22,761
その他の受入利息	48,842	48,136
役務取引等収益	312,135	274,411
受入為替手数料	49,031	44,513
その他の役務収益	263,103	229,897
その他業務収益	18,425	12,304
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	18,425	12,304
その他経常収益	26,532	430,090
貸倒引当金戻入益	-	217,289
償却債権取立益	21,033	10,662
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	5,498	202,138
経常費用	3,621,049	3,252,277
資金調達費用	514,042	471,037
預金利息	511,231	468,360
給付補填備金繰入額	2,138	2,618
借入金利息	-	△613
その他の支払利息	672	672
役務取引等費用	81,435	71,538
支払為替手数料	18,367	17,202
その他の役務費用	63,067	54,335
その他業務費用	1,495	134
国債等債券償還損	-	-
その他の業務費用	1,495	134
経費	2,716,786	2,604,671
人件費	1,842,901	1,741,123
物件費	821,008	814,524
税金	52,876	49,023
その他経常費用	307,289	104,894
貸倒引当金繰入額	155,993	-
貸出金償却	-	-
その他の経常費用	151,296	104,894
経常利益	556,744	967,876

	令和元年度	令和2年度
特別利益	-	29,820
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	29,820
特別損失	30,481	173,769
固定資産処分損	28,229	2,200
減損損失	2,252	171,568
その他の特別損失	-	-
税引前当期純利益	526,263	823,927
法人税、住民税及び事業税	63,063	140,980
法人税等調整額	3,379	9,683
法人税等合計	66,443	150,664
当期純利益	459,819	673,263
繰越金(当期首残高)	144,307	510,178
土地再評価差額金取崩額	-	78,778
当期末処分剰余金	604,127	1,262,219

(注)1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当りの当期純利益 18円64銭

3.当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
大阪府内	営業用不動産1件	土地	109
大阪府内	遊休不動産1件	土地	62
合計			171

営業用不動産・遊休不動産について、当事業年度末時点における回収可能額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

尚、当該事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は鑑定評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金 a	604,127	1,262,219
剰余金処分額 b	93,949	112,943
利益準備金	50,000	70,000
出資に対する配当金	43,949 (年1.2%の割合)	42,943 (年1.2%の割合)
経営改善積立金	-	-
繰越金(当期末残高) a-b	510,178	1,149,275

会計監査人による監査報告

当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、水都有限責任監査法人の監査を受けております。

第69期の事業報告書、貸借対照表、損益計算書などの「計算書類及びその付属明細書」の全てにおいて、法令・定款に適合し、指摘すべき事項はない旨の監査報告を受けております。

代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第69期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月28日

のぞみ信用組合
理事長 平野 二三記

貸借対照表上の注記事項

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

- なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は、主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
 - なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	372百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	668百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定した価格に、興行価格補正、時点修正による補正等の調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △ 305百万円

- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。又、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
そ の 他	2年～20年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
 - なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」といふ。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」といふ。)の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。又、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」といふ。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、営業店から独立した自己査定、償却・引当委員会が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,068百万円です。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は簡便法で計上しております。

又、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1)制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)	
年金資産の額	326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	282,169百万円
差引額	43,960百万円

(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
1.150%

(3)補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円及び別途積立金64,445百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金64百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されたため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると思われる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 1,753百万円
 - 貸出金のうち、破綻先債権額は215百万円、延滞債権額は3,775百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」といふ。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

又、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は691百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,681百万円です。
- なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は1,587百万円です。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 1,300百万円

担保資産に対応する債務 借入金 700百万円

上記のほか、為替決済保証金及び歳入復代店取引として預け金3,530百万円を担保として提供しております。

- 出資1口当たりの純資産額は396円86銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金積金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。又、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価額の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金積金であり、流動性リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運用しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、審査部及び管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には企画財務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ペースで理事会に報告しております。

- 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち企画財務部では、市場運用商品の購入を行っております。事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

企画財務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は企画財務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

- 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、貸出金、預金積金及び借入金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、協金法施行規則第69条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価は、2,115百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

又、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	106,817	107,118	301
うち譲渡性預け金	1,000	1,000	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,699	2,711	12
その他有価証券	3,989	3,989	-
(3)貸出金(*1)	136,499		
貸倒引当金(*2)	△ 1,012		
	135,487	137,341	1,854
金融資産計	248,993	251,162	2,168
(1)預金積金(*1)	240,682	241,583	901
(2)借入金(*1)	700	700	-
金融負債計	241,382	242,283	901

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。譲渡性預け金については、約定日から償還までの期間が短期間であることから、帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外は、貸出金の種類毎にキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。

定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金は、残存期間が短期間(1年以内)のものであるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-
関連法人等株式	-
非上場株式(*1)	108
組合出資金(*2)	1,412
合 計	1,521

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象には含まれておりません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらは、「地方債」、「社債」、「株式」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

以下29まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	499百万円	505百万円	5百万円
社 債	2,100百万円	2,107百万円	7百万円
小 計	2,599百万円	2,612百万円	13百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	100百万円	99百万円	△ 0百万円
その他	1,000百万円	1,000百万円	-
小 計	1,100百万円	1,099百万円	△ 0百万円
合 計	3,699百万円	3,711百万円	12百万円

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	8百万円	8百万円	0百万円
債 券	1,308百万円	1,300百万円	8百万円
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	1,308百万円	1,300百万円	8百万円
その他	-	-	-
小 計	1,317百万円	1,308百万円	9百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	-	-	-
債 券	2,672百万円	2,700百万円	△ 27百万円
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	2,672百万円	2,700百万円	△ 27百万円
その他	-	-	-
小 計	2,672百万円	2,700百万円	△ 27百万円
合 計	3,989百万円	4,008百万円	△ 18百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、該当ありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は時価が帳簿価額と比較して30%以上下落した場合であります。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	-	3,101百万円	3,579百万円	-
国 債	-	-	-	-
地方債	-	499百万円	-	-
社 債	-	2,601百万円	3,579百万円	-
その他	-	-	-	-
合 計	-	3,101百万円	3,579百万円	-

30. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約束する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,116百万円です。このうち相手の信用状況の低下等により、任意の時期に無条件で取り消し可能なものが30,116百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳はそれぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	419百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	- 百万円
税務上の繰越欠損金	- 百万円
その他	183百万円
繰延税金資産小計	603百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	- 百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△ 422百万円
評価性引当額小計	△ 422百万円
繰延税金資産小計	180百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	4百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
繰延税金負債合計	4百万円
繰延税金資産(負債)の純額	175百万円

32. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

33. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,062百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。主要な仮定は「債務者区分の判定における将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力等を個別に評価し、債務者区分の決定を行っております。

なお、個別貸出先の業績変化や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

34. 会計上の見積りの変更

偶発損失引当金及び睡眠預金払戻損失引当金の計上にあたって、より精緻な計算モデルに見直しを行っております。この見直しにより、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ従来に比べ150百万円増加しております。

経営指標

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	4,808	4,823	4,626	4,177	4,220
経常利益	1,140	1,237	1,153	556	967
当期純利益	872	1,090	895	459	673
預金積金残高	221,965	222,769	227,680	228,217	240,682
貸出金残高	150,084	146,892	148,016	143,122	136,499
有価証券残高	5,024	4,521	4,415	4,986	6,798
総資産額	235,502	237,102	242,863	243,503	256,933
純資産額	11,266	12,285	13,053	13,379	13,926
自己資本比率	8.29%	8.65%	8.75%	8.97%	10.22%
出資総額	3,773	3,747	3,668	3,599	3,509
出資に対する配当金	46	45	44	43	42
出資総口数(口)	37,739,835	37,477,332	36,682,880	35,994,424	35,091,065
職員数(人)	251	249	239	222	220

- (注)1. 残高計数は期末日現在のものです。
 2. 自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。
 3. 職員数は役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

業務粗利益(率)、及び各収支の内訳

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	3,820,700	3,503,347
資金調達費用	514,042	471,037
資金運用収支	3,306,658	3,032,309
役務取引等収益	312,135	274,411
役務取引等費用	81,435	71,538
役務取引等収支	230,699	202,872
その他業務収益	18,425	12,304
その他業務費用	1,495	134
その他業務収支	16,930	12,170
業務粗利益	3,554,288	3,247,352
業務粗利益率	1.49%	1.29%
業務純益	890,831	691,843
実質業務純益	939,187	691,843
コア業務純益	939,187	691,843
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	939,187	691,843

- (注)1. 業務粗利益率=(業務粗利益÷資金運用勘定平均残高)×100
 2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

	年度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り	
資金運用勘定	令和元年度	237,036	3,820,700	1.61%	
	令和2年度	251,436	3,503,347	1.39%	
	うち貸出金	令和元年度	144,692	3,635,552	2.51%
		令和2年度	140,750	3,314,136	2.35%
	うち預け金	令和元年度	86,340	105,428	0.12%
		令和2年度	103,611	118,312	0.11%
うち有価証券	令和元年度	4,590	30,877	0.67%	
	令和2年度	5,661	22,761	0.40%	
資金調達勘定	令和元年度	228,268	514,042	0.22%	
	令和2年度	242,195	471,037	0.19%	
	うち預金積金	令和元年度	228,134	513,370	0.22%
		令和2年度	241,445	470,979	0.19%
	うち譲渡性預金	令和元年度	-	-	-
		令和2年度	-	-	-
うち借入金	令和元年度	-	-	-	
	令和2年度	615	△ 613	△ 0.09%	

(注)資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和元年度857百万円、令和2年度835百万円)を控除して表示しております。

総資産利益率

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.22	0.37
総資産当期純利益率	0.18	0.26

(注) 上記利回りにつきましては、総資産残高から債務保証見返り額を除いて算出しております。

総資金利鞘等

(単位:%)

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回り	1.61	1.39
資金調達原価率	1.37	1.24
総資金利鞘	0.24	0.14

預貸率

(単位:%)

		令和元年度	令和2年度
預貸率	期末	62.71	56.71
	期中平均	63.42	58.29

(注) 預貸率=貸出金÷(預金積金+譲渡性預金)×100

預証率

(単位:%)

		令和元年度	令和2年度
預証率	期末	2.18	2.82
	期中平均	2.01	2.34

(注) 預証率=有価証券÷(預金積金+譲渡性預金)×100

職員1人当りの預金積金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
預金積金残高	1,028	1,094
貸出金残高	644	620

1店舗当りの預金積金及び貸出金残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
預金積金残高	14,263	15,042
貸出金残高	8,945	8,531

主要業務に関する事項

役務取引収支の内訳

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	312,135	274,411
受入為替手数料	49,031	44,513
その他の受入手数料	263,099	229,873
その他の役務取引等収益	4	23
役務取引等費用	81,435	71,538
支払為替手数料	18,367	17,202
その他の支払手数料	43,331	36,853
その他の役務取引等費用	19,736	17,481

経費の内訳

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
人件費	1,842,901	1,741,123
報酬給料手当	1,474,933	1,394,603
退職給付費用	164,626	129,144
その他	203,340	217,375
物件費	821,008	814,524
事務費	385,808	381,740
固定資産費	133,093	139,381
事業費	65,438	49,208
人事厚生費	18,637	22,049
減価償却費	144,896	150,486
預金保険料	73,134	71,658
税金	52,876	49,023
合計	2,716,786	2,604,671

その他業務収支の内訳

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
その他業務収益	18,425	12,304
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	18,425	12,304
その他業務費用	1,495	134
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	1,495	134

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	△ 64,211	△ 317,353
支払利息の増減	△ 31,291	△ 43,005

貸出金等に関する指標

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	7,792	5.4%	9,434	6.9%
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	9,700	6.7%	11,191	8.1%
電気、ガス、熱供給、水道業	171	0.1%	146	0.1%
情報通信業	313	0.2%	370	0.2%
運輸業、郵便業	1,175	0.8%	1,285	0.9%
卸売業、小売業	4,102	2.8%	5,585	4.0%
金融業、保険業	3,583	2.5%	1,703	1.2%
不動産業	93,209	65.1%	82,807	60.6%
物品賃貸業	1,317	0.9%	1,450	1.0%
学術研究、専門・技術サービス業	751	0.5%	1,109	0.8%
宿泊業	—	—	133	0.0%
飲食業	817	0.5%	1,404	1.0%
生活関連サービス業、娯楽業	1,495	1.0%	1,683	1.2%
教育、学習支援業	2	0.0%	40	0.0%
医療、福祉	420	0.2%	401	0.2%
その他のサービス	4,005	2.7%	5,073	3.7%
その他の産業	154	0.1%	153	0.1%
小計	129,014	90.1%	123,977	90.8%
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	14,107	9.8%	12,521	9.1%
合計	143,122	100.0%	136,499	100.0%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保の種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸出金残高	債務保証見返額	貸出金残高	債務保証見返額
当組合預金積金	1,740	—	1,390	—
有価証券	1	—	1	—
不動産	—	—	—	—
不動産	105,780	—	91,640	—
その他	—	—	—	—
小計	107,522	—	93,032	—
信用保証協会・信用保険	19,644	—	31,043	—
保証	6,096	169	5,164	138
信用	9,858	—	7,258	—
合計	143,122	169	136,499	138

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	3,127	2.1%	2,074	1.4%
手形貸付	1,277	0.8%	595	0.4%
証書貸付	139,111	96.1%	136,948	97.2%
当座貸越	1,175	0.8%	1,132	0.8%
合計	144,692	100.0%	140,750	100.0%

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
固定金利	41,618	47,796
変動金利	101,504	88,702
合計	143,122	136,499

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
消費者ローン	523	431
住宅ローン	10,197	9,126
合計	10,720	9,557

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	63,351	44.2%	63,643	46.6%
設備資金	79,770	55.7%	72,855	53.3%
合計	143,122	100.0%	136,499	100.0%

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
全国信用協同組合連合会	98	77
株式会社商工組合中央金庫	70	61
株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)	—	—
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)	0	0
独立行政法人住宅金融支援機構	3	2
独立行政法人福祉医療機構	—	—
独立行政法人中小企業基盤整備機構	5	1
合計	178	142

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

区 分		債権額 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (B+C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	令和元年度	286	230	56	286	100.0%
	令和2年度	215	198	16	215	100.0%
延滞債権	令和元年度	5,566	3,458	1,162	4,620	83.0%
	令和2年度	3,775	2,596	798	3,394	89.9%
3カ月以上延滞債権	令和元年度	—	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和元年度	710	565	19	584	82.2%
	令和2年度	691	551	11	562	81.3%
合 計	令和元年度	6,563	4,254	1,237	5,492	83.6%
	令和2年度	4,681	3,346	825	4,171	89.1%

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	1,331	1,058	272	1,331	100.0%	100.0%
	令和2年度	1,308	1,064	243	1,308	100.0%	100.0%
危険債権	令和元年度	4,546	2,654	945	3,600	79.1%	50.0%
	令和2年度	2,697	1,745	571	2,316	85.8%	60.0%
要管理債権	令和元年度	710	565	19	584	82.2%	13.2%
	令和2年度	691	551	11	562	81.3%	7.9%
不良債権計	令和元年度	6,587	4,278	1,237	5,516	83.7%	53.6%
	令和2年度	4,697	3,361	826	4,187	89.1%	61.8%
正常債権	令和元年度	136,786					
	令和2年度	132,042					
合 計	令和元年度	143,373					
	令和2年度	136,740					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

貸出金償却額・引当額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	—	—
貸倒引当金繰入額	155	△ 217
合 計	155	△ 217

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	期中増減	期末残高	期中増減
一般貸倒引当金	247	48	198	△ 49
個別貸倒引当金	1,268	279	864	△ 403
合 計	1,516	327	1,062	△ 453

預金に関する指標

預金種目別平均残高

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	1,818	0.7%	2,203	0.9%
普通預金	38,781	16.9%	51,838	21.4%
通知預金	9	0.0%	32	0.0%
定期預金	180,242	79.0%	180,070	74.5%
定期積金	7,077	3.1%	7,092	2.9%
その他の預金	205	0.0%	207	0.0%
合計	228,134	100.0%	241,445	100.0%

預金者別預金残高

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	199,601		203,836	
法人	28,615		36,845	
一般法人	28,397		36,657	
公金	23		168	
金融機関	194		19	
合計	228,217		240,682	

定期預金金利区分別残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
固定金利	179,545	180,046
変動金利	-	-
その他	-	-
合計	179,545	180,046

組合員・組合員外別預金残高

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
組合員預金	186,152	197,533
組合員外預金	42,063	43,147
合計	228,217	240,682

有価証券に関する指標

有価証券の時価等情報

(1) 売買目的有価証券

該当ございません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目	令和元年度			令和2年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	499	509	9	499	505
	社債	1,400	1,401	1	2,100	2,107
	その他	-	-	-	-	-
小計	1,899	1,910	11	2,599	2,612	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	社債	1,400	1,392	△7	100	99
	その他	-	-	-	-	-
小計	1,400	1,392	△7	100	99	
合計	3,299	3,302	3	2,699	2,711	

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債が含まれます。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ございません。

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

項目	令和元年度			令和2年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	8	8	0
	債券	-	-	1,308	1,300	8
	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	社債	-	-	1,308	1,300	8
その他	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	1,317	1,308	9
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5	8	△2	-	-
	債券	1,573	1,600	△26	2,672	2,700
	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	社債	1,573	1,600	△26	2,672	2,700
その他	-	-	-	-	-	
小計	1,579	1,608	△29	2,672	2,700	
合計	1,579	1,608	△29	3,989	4,008	

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

有価証券に関する指標

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	－	－
非上場外国証券	－	－
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	－	－
子会社・子法人等株式	－	－
関連法人等株式	－	－
その他の有価証券	1,521	1,521
非上場株式	108	108
組合出資金	1,412	1,412

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
		国債	令和元年度	－	－	－	－
	令和2年度	－	－	－	－	－	－
地方債	令和元年度	－	499	－	－	－	499
	令和2年度	－	499	－	－	－	499
社債	令和元年度	600	1,998	1,775	－	－	4,373
	令和2年度	－	2,601	3,579	－	－	6,180
株式	令和元年度	－	－	－	－	114	114
	令和2年度	－	－	－	－	117	117
外国証券	令和元年度	－	－	－	－	－	－
	令和2年度	－	－	－	－	－	－
その他の証券	令和元年度	－	－	－	－	－	－
	令和2年度	－	－	－	－	－	－
合計	令和元年度	600	2,497	1,775	－	114	4,986
	令和2年度	－	3,101	3,579	－	117	6,798

有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	－	－	－	－
地方債	1,597	34.8%	499	8.8%
社債	2,875	62.6%	5,044	89.1%
株式	117	2.5%	117	2.0%
外国証券	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－
合計	4,590	100.0%	5,661	100.0%

商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

金銭の信託及びデリバティブ等商品取扱

該当ございません。

その他の業務

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

		令和元年度		令和2年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他金融機関向け	62,732	90,214	60,378	72,128
	他金融機関から	112,770	104,117	110,347	107,325
代金取立	他金融機関向け	12	31	19	57
	他金融機関から	28	16	31	29

公共債の窓口販売実績

該当ございません。

公共債引受額

該当ございません。

外貨建資産残高

該当ございません。

役員等の報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

①報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。又、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

②役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	83	132
監 事	16	30
合 計	100	162

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事9名、監事4名です。

3. 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬(賞与を含む)は19百万円です。

4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事25百万円、監事43百万円(理事在任期間も通算)です。

③その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

自己資本の充実の状況

●定性的な開示事項について

(1)自己資本調達手段

- 自己資本額は当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客様による出資金にて調達しています。

(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTier 1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合では、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。
- 一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積上げを第一義的な施策として考えております。
- ※「エクスポージャー」… リスクに晒されている資産を指し、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

(3)信用リスクに関する事項

- 信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
- 個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣も参加した融資審議会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。
- 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。
- ※信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失をうけるリスクのことをいいます。

(4)リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関*

- リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は格付付投資情報センター(R&I)を採用しております。
- ※エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

(5)信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するため、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済資源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。
- 又、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
- 信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱ならびに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この取り扱いについては当組合が定める事務規程等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続き

- 派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

- 証券化取引は行っておりません。

(8)オペレーショナル・リスクに関する事項

- 事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。
- システムリスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
- その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。
- 事務部がオペレーショナル・リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- オペレーショナルリスク相当額の算出は、基礎的手法を採用しております。
- ※オペレーショナル・リスクとは、業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれております。

(9)市場リスクに関する事項

- 上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価等によりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に報告しております。非上場株式については、当組合が定める「資金運用規程」などに基づいて運用・管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券に係る会計規程」及び日本証券業協会の「有価証券時価細則」に従った適切な処理を行っております。
- 企画財務部が市場リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※市場リスクとは、金利・為替・株式などの相場が変動することによって、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。

(10)金利リスクに関する事項

- 金利リスクの管理方法は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響などを定期的に計測し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- 企画財務部が金利リスクのモニタリング・分析を行い、四半期毎にリスク管理委員会で協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響のことをいいます。
- 金利リスク算定の根拠

コア預金	対象	<input type="checkbox"/> 流動性預金全般(当座・普通預金等)
	算定方法	<input type="checkbox"/> ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
	満期	<input type="checkbox"/> 5年以内(平均2.5年)
固定金利貸出の期限前返済		<input type="checkbox"/> 期限前返済率を3%として算出しています
定期預金の早期解約		<input type="checkbox"/> 早期解約率を34%として算出しています
金利感応資産負債		<input type="checkbox"/> 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅		<input type="checkbox"/> 100BP
リスク計測の頻度		<input type="checkbox"/> 四半期毎(3、6、9、12月末基準)

自己資本の充実の状況

●定量的な開示事項について

(1)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員勘定の額	13,066	13,685
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,599	3,509
うち、利益剰余金の額	9,510	10,219
うち、外部流出予定額(△)	43	42
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	247	198
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	247	198
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	72	40
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,387	13,923
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	83	74
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	83	74
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1	12
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	85	86
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	13,302	13,836
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	141,522	128,866
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	405	296
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	405	296
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,754	6,490
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	148,276	135,356
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.97%	10.22%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	141,522	5,660	128,866	5,154
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	141,116	5,644	128,569	5,142
(i) ソブリン向け	1,445	57	1,045	41
(ii) 金融機関向け	18,464	738	21,941	877
(iii) 法人等向け	18,766	750	16,296	651
(iv) 中小企業等・個人向け	9,095	363	8,035	321
(v) 抵当権付住宅ローン	2,364	94	2,118	84
(vi) 不動産取得等事業向け	84,892	3,395	73,029	2,921
(vii) 三月以上延滞等	658	26	642	25
(viii) 出資等	117	4	117	4
出資等のエクスポージャー	117	4	117	4
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,547	61	1,462	58
(xi) その他	3,764	150	3,880	155
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	405	16	296	11
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	6,754	270	6,490	259
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	148,276	5,931	135,356	5,414

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国 内	245,049	258,015	143,291	136,638	4,899	6,699	-	-	1,034	1,048
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	245,049	258,015	143,291	136,638	4,899	6,699	-	-	1,034	1,048
製 造 業	8,196	10,136	7,792	9,434	400	700	-	-	26	17
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	9,910	11,397	9,700	11,191	200	200	-	-	157	143
電気、ガス、熱供給、水道業	1,672	2,048	171	146	1,500	1,900	-	-	-	-
情 報 通 信 業	519	777	313	370	200	400	-	-	0	0
運 輸 業、郵 便 業	1,446	1,547	1,246	1,346	200	200	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	4,102	5,686	4,102	5,585	-	100	-	-	24	0
金 融 業、保 険 業	94,110	110,920	3,583	1,703	1,400	2,200	-	-	-	-
不 動 産 業	93,263	82,855	93,209	82,807	-	-	-	-	350	520
物 品 賃 貸 業	1,817	1,950	1,317	1,450	500	500	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	752	1,110	751	1,109	-	-	-	-	0	0
宿 泊 業	-	133	-	133	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	818	1,405	817	1,404	-	-	-	-	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	1,495	1,685	1,495	1,683	-	-	-	-	5	6
教育、学習支援業	2	40	2	40	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	420	401	420	401	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	4,010	5,080	4,009	5,076	-	-	-	-	158	121
その他の産業	154	153	154	153	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	499	499	-	-	499	499	-	-	-	-
個 人	14,217	12,609	14,202	12,596	-	-	-	-	310	237
そ の 他	7,637	7,575	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	245,049	258,015	143,291	136,638	4,899	6,699	-	-	1,034	1,048
1年以下	79,194	62,306	31,276	22,988	600	-	-	-	-	-
1年超 3年以下	41,872	29,268	10,673	6,768	999	1,899	-	-	-	-
3年超 5年以下	15,271	47,055	8,841	9,325	1,500	1,200	-	-	-	-
5年超 7年以下	11,546	9,230	11,046	8,530	500	700	-	-	-	-
7年超 10年以下	8,123	24,793	6,823	21,893	1,300	2,900	-	-	-	-
10年超	72,723	65,408	72,723	65,408	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	8,506	12,208	1,905	1,722	-	-	-	-	-	-
そ の 他	7,809	7,742	-	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	245,049	258,015	143,291	136,638	4,899	6,699	-	-	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、有形固定資産、無形固定資産等の資産が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

□. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	199	247	—	199	247
	令和2年度	247	198	—	247	198
個別貸倒引当金	令和元年度	989	1,268	—	989	1,268
	令和2年度	1,268	864	—	1,268	864
合計	令和元年度	1,188	1,516	—	1,188	1,516
	令和2年度	1,516	1,062	—	1,516	1,062

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
製造業	1	7	7	10	1	7	7	10	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	265	200	200	196	265	200	200	196	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2	0	0	0	2	0	0	0	—	—
卸売業、小売業	34	32	32	34	34	32	32	34	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	229	613	613	226	229	613	613	226	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	69	62	62	67	69	62	62	67	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	7	—	—	—	7	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	119	99	99	105	119	99	99	105	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	56	55	55	20	56	55	55	20	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	203	197	197	201	203	197	197	201	—	—
合計	989	1,268	1,268	864	989	1,268	1,268	864	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	4,523	－	20,546
10%	－	14,544	－	10,544
20%	－	92,342	700	109,735
35%	－	6,827	－	6,135
50%	2,901	618	3,402	717
75%	－	12,959	－	11,432
100%	200	109,634	300	94,096
150%	－	188	－	193
250%	－	308	－	208
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	3,101	241,947	4,403	253,611

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

[4] 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,849	1,450	125	110	－	－	－	－

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

[5] 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

[6] 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔7〕出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	5	5	8	8
非 上 場 株 式 等	1,521	1,521	1,521	1,521
合 計	1,526	1,526	1,530	1,530

(注)非上場株式等の時価については、取得価格(帳簿価格)を記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	△ 29	△ 18

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で確認されない評価損益の額

該当ございません。

〔8〕リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔9〕金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		令和元年度		令和2年度	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
1	上方パラレルシフト	0	0	2,115	0
2	下方パラレルシフト	0	4	0	4
3	スティープ化	302		1,992	
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	302	4	2,115	4
		令和元年度		令和2年度	
8	自己資本の額	13,302		13,836	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

※△EVE：金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される数値。

※△NII：金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測される数値。

手数料一覧

令和3年6月30日現在

種類	手数料額	手数料額	
		一般料金	組合員料金
会社設立手数料 *発起設立時 払込金受入証明書発行手数料	1件につき (2通で1件) 660円		
*募集設立時 株式払込保管金取扱手数料	払込金総額 5千万円以上 " 5千万円未満 (但し、手数料に下限を設定する)	2.20/1000 3.30/1000 6,600円	
保護函使用手数料 (1年未満の場合は月額)	第一種(大)引出式 第二種(小)収納式	年額 13,200円 (月額) 1,100円 年額 6,600円 (月額) 550円	
貸金庫使用手数料 (1年未満の場合は月額)	第一種 第二種 第三種 第四種	年額 33,000円 (月額) 2,750円 年額 23,100円 (月額) 1,925円 年額 16,500円 (月額) 1,375円 年額 13,200円 (月額) 1,100円	
自動貸金庫使用手数料 (1年未満の場合は月額)	第一種 第二種 第三種	年額 33,000円 (月額) 2,750円 年額 19,800円 (月額) 1,650円 年額 13,200円 (月額) 1,100円	
振替決済口座管理手数料	(国債等)	無料	
他金融機関カード利用手数料 (提携金融機関により異なる場合があります)	平日 8時45分から18時迄 18時から19時迄 土曜日 9時から14時迄 14時から17時迄 日曜・祝日 9時から17時迄 (取扱店舗 枚方・萩原天神・矢田支店)	1件につき 110円 " 220円 " 110円 " 220円 " 220円	
手形・小切手用紙交付手数料	一般小切手 一般小切手(署名判印刷付) 自己宛小切手 約束・為替手形 約束・為替手形(署名判印刷付) 金融機関借入用	1冊 1,100円 1冊 1,210円 1枚 880円 1冊 770円 1冊 880円 1枚 220円 登録時 5,500円	
署名判印刷登録手数料	口座開設	1口座 6,600円	
手形専用当座取扱手数料 (マル専手形)	手形用紙	1枚 880円	
通帳・証書再発行手数料	1件につき	1,100円	
口座振替委託業務手数料	家賃・ガレージ等振込手数料(借主負担) 家賃・ガレージ等振込口座振替契約(家主負担)	1件当り 110円 1件当り 110円	
家賃・ガレージ代通帳交付手数料	家賃・ガレージ代通帳(家主負担)	1冊 1,100円	
カード発行手数料	キャッシュカード再発行 ローンカード再発行	1枚 1,100円 1枚 1,100円	
不動産担保取扱手数料 (住宅ローン・宅建プロジェクト・ 賃貸収益物件を除きます)	設定金額(5,000万円未満) 設定金額(5,000万円以上) 根抵当権極度額増額の場合 * 別途鑑定する場合	1件につき 33,000円 1件につき 55,000円 1件につき 33,000円 上記手数料+実費	
不動産担保抹消事務手数料 (不動産業者の販売用不動産に限ります)	1物件ごと(1区画あたり)	1件につき 11,000円	
住宅ローン取扱手数料	住宅ローン	1件につき 66,000円	
証書貸付条件変更手数料 (保証協会保証は除きます)	条件変更 一部返済	1件につき 6,600円 1件につき 6,600円	
証書貸付全額返済手数料 (保証協会保証は除きます)	5,000万円未満 5,000万円以上~1億円未満 1億円以上	1件につき 33,000円 1件につき 55,000円 1件につき 111,000円	
<住宅ローン条件変更>	条件変更 全額返済 全額返済(実行後10年超) 一部返済 一部返済(1年間2回までの返済)	1件につき 6,600円 1件につき 11,000円 無料 1件につき 6,600円 無料	
固定金利再選択手数料	住宅ローン	1件につき 11,000円	
各種保険質権設定手数料	* 確定日付料700円を含む	1件につき 1,360円	
残高証明書発行手数料	各残高証明(預金・融資・出資)	1通 660円	
その他発行手数料	各種履歴明細発行 出資証券再発行 その他証明書発行	1口座 550円 1通 550円 1通 550円	
情報開示請求手数料	来店 郵送	1通 1,100円 1通 1,650円	
両替手数料	紙幣・硬貨枚数	1~50枚 220円 ※組合員の場合 無料 51~500枚 330円 501~1,000枚 660円 超500枚ごと 330円	
硬貨取扱手数料	硬貨枚数	1~500枚 無料 501~1,000枚 660円 超500枚ごと 330円	
金種指定手数料	紙幣・硬貨枚数 (万券及び新券は含まない)	1~50枚 220円 ※組合員の場合 無料 51~500枚 330円 501~1,000枚 660円 超500枚ごと 330円	

種類	手数料額		
	一般料金	組合員料金	
<他行宛のもの> 電信振込 5万円未満 5万円以上 ATMに 5万円未満 よる振込 5万円以上	660円 880円 330円 550円	550円 660円 220円 440円	
	<当組合他店宛のもの>		
	電信振込 5万円未満 5万円以上 ATMに 5万円未満 よる振込 5万円以上	330円 550円 110円 220円	無料 無料 無料 無料
	<自店宛のもの>		
電信振込 5万円未満 5万円以上 ATMに 5万円未満 よる振込 5万円以上	220円 440円 無料 無料	無料 無料 無料 無料	
	<他行宛のもの>		
	至急扱い 1通につき 普通扱い 1通につき 当所分 1通につき		1,100円 1,100円 440円
	<当組合他店宛のもの>		
振込手数料	1通につき	220円 無料	
自店宛のもの			
振込手数料	1通につき	220円 無料	
送金・振込組戻料 取立手形不渡却料 取立手形店頭呈示料 但し、660円(消費税込み)を超える実費を要する場合は、その実費を申し受けます。 不渡手形返却料 依頼返却組戻料 その他手数料 実費(消費税込み) (異議申立事務手数料等)	1件につき 1,100円 1通につき 1,100円 1通につき 660円		
	1通につき 1,100円		
	1通につき 1,100円		
	1通につき 1,100円		
個人 インターネット・ モバイル バンキング ご利用手数料	契約・基本手数料 照会手数料 振替手数料 振込手数料	無料 無料 無料 無料	無料 無料 無料 無料
	<他行宛のもの>		
	5万円未満 5万円以上	330円 550円	220円 440円
	<当組合他店宛のもの>		
5万円未満 5万円以上	110円 220円	無料 無料	
法人 インターネット・ バンキング ご利用手数料	契約・基本手数料 月額基本手数料 照会手数料 振替手数料 振込手数料	無料 3,300円 無料 無料 無料	無料 2,200円 無料 無料 無料
	<他行宛のもの>		
	5万円未満 5万円以上	330円 550円	220円 440円
	<当組合他店宛のもの>		
5万円未満 5万円以上	110円 220円	無料 無料	

*手数料には消費税(10%)が含まれています。

資料編

索引

ごあいさつ 2

概況・組織

当組合の概要・沿革	1
組合員数	1
経営理念・行動指針	2
* 事業の組織	21
* 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）	21
* 会計監査人の氏名又は名称	21
* 店舗等一覧	25
自動機器（ATM）設置状況	25
営業区域	25

主要事業内容

* 主要な事業の内容	22
------------	----

業務に関する事項

* 事業の概況	3～4
* 経常収益	31
* 経常利益	31
* 当期純利益	31
* 預金積金残高	31
* 貸出金残高	31
* 有価証券残高	31
* 総資産額	31
* 純資産額	31
* 単体自己資本比率	31
* 出資総額、出資総口数	31
* 出資配当金	31
* 職員数	31

主要業務に関する事項

* 業務粗利益及び業務粗利益率	31
* 資金運用収支、役務取引等収支 及びその他業務収支	31
* 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高 資金運用利回り	31
* 受取利息、支払利息の増減	32
* 総資産経常利益率	32
* 総資産当期純利益率	32
* 総資金利鞘	32

預金に関する指標

職員1人当りの預金積金残高 / 1店舗当りの預金積金残高	32
* 預金種目別平均残高	35
* 定期預金金利区分別残高	35
預金者別預金残高	35
組合員・組合員外別預金残高	35

貸出金等に関する指標

職員1人当りの貸出金残高 / 1店舗当りの貸出金残高	32
* 預貸率（期末・期中平均）	32
* 貸出金業種別残高・構成比	33
* 担保の種類別貸出金残高 及び債務保証見返額	33
消費者ローン・住宅ローン残高	33
* 貸出金使途別残高	33
* 貸出金科目別平均残高	33
代理貸付残高の内訳	33
* 貸出金金利区分別残高	33

有価証券に関する指標

* 預証率（期末・期中平均）	32
* 有価証券の時価等情報	35
* 時価評価されていない有価証券の主な内容 及び貸借対照表計上額	36
* 有価証券の種類別・残存期間別残高	36
* 有価証券の種類別平均残高	36

経営管理体制

* コンプライアンス態勢	15
* リスク管理体制	16

財産の状況

* 貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分計算書	27～30
* 会計監査人による監査報告 代表理事による財務諸表の 適正性・有効性の確認	28
* リスク管理債権及び同債権に対する保全額	34
◎金融再生法に基づく開示債権の状況	34
* 貸出金償却額・引当額	34
* 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	34
* 有価証券、金銭の信託等の取得価格 又は契約価額、時価及び評価損益	36
外貨建資産残高	36
* 自己資本の充実の状況（定性的な開示事項）	38
* 自己資本の充実の状況（定量的な開示事項）	39～44

その他の業務

内国為替取扱実績	36
公共債の窓口販売実績	36
公共債引受額	36
手数料一覧	45

その他

通常総代会の開催・総代会制度について	5
総代選挙について	6
お客様アンケート調査について	7～9
地域・社会貢献活動について	10
地域密着型金融の取り組み	11～12
経営者保証に関するガイドラインへの対応	12
第6次中期経営計画について	13
苦情処理措置・紛争解決措置について	14
反社会的勢力に関する基本方針	15
顧客受入方針	17
取引時確認のお願い・ 振り込め詐欺救済法への対応について	18
預金者保護法への対応について	19
金融商品に係る勧誘方針・保険募集指針	20
主要な商品のご案内	23～24
役員等の報酬体系について	37

各開示項目は上記のページに記載しております。
*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に、
◎印は「金融再生法」に規定されている法定開示項目です。
※開示項目のうち該当がないものについては、記載いたして
おりません。



みなさまの〈のぞみ〉をかなえるパートナー

のぞみ信用組合

<https://www.nozomi.shinkumi.jp>